

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用

平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知
最終改正 平成20年12月18日付け20農振第1548号農林水産省農村振興局長通知

第1 農用地等の定義

- 1 中山間地域等直接支払交付金実施要領（以下「実施要領」という。）第2の1の(1)の「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい(農地法（昭和27年法律第229号、以下「農地法」という。）第2条第1項)、農地を以下に掲げる田、畑、草地に区分する。
 - (1)「田」とは、たん水するための畦畔及びかんがい機能(自然にかんがいするものを含む。以下同じ。)を有している土地とする。
 - (2)「畑」とは、田以外の農地で草地を除く畑とし、樹園地を含むものとする。
 - (3)「草地」とは、牧草専用地とする。牧草専用地とは、畑のうち牧草の栽培を専用とする畑であって、播種後経過年数（概ね7年未満）と牧草の生産力から判断して、農地としてみなしうる程度のものである。ただし、牧草の立毛がある畑であっても、作付けの都合により1年から2年間に限り牧草を栽培する場合は牧草専用地ではなく、「畑」とする。
- 2 実施要領第2の1の(1)の「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう(農地法第2条第1項)。
- 3 実施要領第2の1の(2)の「適切な農用地の維持・管理」とは、農用地としての形態及び機能を維持することをいい、調整水田等の維持管理を行う農用地（以下「維持管理農用地」という。）も含まれるが、これら維持管理農用地においては作物の栽培が可能な状態（具体的には畦畔の維持、法面管理（草刈り、崩壊防止）がなされるとともに、地力向上のための取組みとして耕起、緑肥作物の栽培、堆肥の散布等がなされていること。）に保たれているものとする。
- 4 実施要領第2の1の(2)の「水路、農道等」とは次に掲げるものをいう。
 - (1) 農業用排水施設(用水路、排水路、樋門、堰、揚・排水機場、ため池等)
 - (2) 農業用道路(農道)
 - (3) その他農用地の保全又は利用上必要な施設(防風林、土壌浸食防止施設等)

第2 対象地域

- 1 実施要領第4の1の「対象地域」は、平成17年4月1日現在で指定されている地域（実施要領第4の1の(9)を除く。）とする。
- 2 平成17年4月1日以降、実施要領第4の1の(1)から(8)までの指定地域(以下「8法地域」という。)の見直しにより、追加又は解除になった地域の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 新たに指定された地域は、当該年度から対象（指定される以前に実施要領第4の1の(9)の地域（以下「特認地域」という。）であった地域は、当該年度から8法地域）とする。
 - (2) 平成17年4月1日時点で指定の解除の予定がある地域については、解除年度以降、対象としない。ただし、平成17年4月1日時点で指定の解除の予定がない地域については、解除年度以降、特認地域とみなすことができる。

第3 対象農用地の基準

1 実施要領第4の2の「一団の農用地」とは、農用地面積（農用地面積には畦畔及び法面面積を含む。）が1ha以上の団地又は営農上の一体性を有する複数の団地の合計面積が1ha以上のもの（農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る者として農村振興局長が定める者（第6の1）の農用地についても一団の農用地の面積に算入できる（中山間地域等直接支払交付金（以下「交付金」という。）の交付対象面積とはならない。）とする。

ただし、第9の2の(1)から(4)までの事項により、集落協定等の認定時において、1ha以上であった一団の農用地の面積が1ha未満となった場合においても、引き続き平成21年度まで対象とすることができる。

なお、一団の農用地の要件の詳細は、別記1に定めるとおりとする。

2 一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが実施要領第4の2の(1)及び(4)のAに定める田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地（以下「協定農用地」という。）とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。

3 実施要領第4の2の(1)及び(4)のAの勾配の測定については、別記2に定めるとおりとする。

4 実施要領第4の2の(2)の「自然条件により小区画・不整形な田」とは、次に掲げる要件をすべて満たす田とする。

(1) 団地内のすべての田が不整形であり、ほ場整備が不可能であること。

(2) 30a未満の区画の合計面積が団地内の田の合計面積に対して80%以上であること。

(3) 団地内の田の区画の平均面積が20a以下であること。

5 実施要領第4の2の(3)の「草地比率の高い草地」とは、6の基準を満たす地域内に存する農用地が当該市町村の農用地の大宗を占め、かつ、7で算定された草地比率が70%以上の市町村又は地域に存する草地とする。

6 実施要領第4の2の(3)の「積算気温が著しく低く」とは、1日の平均気温を5月15日から10月5日までの期間において積算したものが2,300未満のことをいう。

7 実施要領第4の2の(3)の「草地比率」とは、新市町村又は旧市町村単位での経営耕地面積に対する牧草専用地面積の割合とする（なお、草地比率の算出に用いるデータは平成12年世界農林業センサスの農業事業体調査結果の経営耕地面積、牧草専用地面積とする。また、市町村内の農用地が都道府県段階の第三者機関において、気候等により明確に区分されると認められた場合には、市町村内を区切って草地比率を判定することができる。）

8 実施要領第4の2の(4)の「市町村長が判断することが困難な場合」とは、集落が複数の市町村にまたがっている場合等をいう。

9 実施要領第4の2の(4)のAの「緩傾斜農用地」については、別記3を参考に、市町村長（市町村長が判断することが困難な場合には、都道府県知事）が対象の可否及び対象基準について判断する。

なお、都道府県知事は、別記3とは別にガイドラインを定めることができる。

10 実施要領第4の2の(4)の「市町村長が判断することが困難な場合」の手続きは、次のとおりとする。

(1) 市町村長は、判断が困難な事由を記した書面をもって都道府県知事に判断を要請する。

(2) 判断の要請を受けた都道府県知事は、具体的な判断結果に理由を付して当該市町村長に書面で通知する。

11 実施要領第4の2の(4)のイの高齢化率・耕作放棄率の高い農地の判断に当たっての高齢化率等の算定は、次の(1)及び(2)の式により行う。

(1) 「高齢化率」は、次のとおりとする。

65歳以上の農業従事者数 / 農業従事者数

(2) 「耕作放棄率」は、次のとおりとする。

耕作放棄地面積 / (経営耕地面積 + 耕作放棄地面積)

(3) 算定に用いるデータは、次のとおりとする。

ア 高齢化率は、平成12年世界農林業センサスの農家調査結果の農業従事者数

イ 耕作放棄率は、平成12年世界農林業センサスの農業事業体調査結果の経営耕地面積、耕作放棄地面積

(4) 高齢化率及び耕作放棄率は、原則としてセンサス集落毎に判定する。ただし、実施要領第6の2の(1)の集落協定を締結する一団の農用地毎に区切って算定することが適当な場合には、協定単位で判定(一団の農用地毎に判定する場合は、平成17年3月31日時点で行う。)することもできる。

なお、複数の集落にまたがって協定を締結する場合は、すべての集落において基準を超えていることが必要である。

(5) 複数の団地を対象として集落協定の締結が可能な集落においては、原則として耕作放棄率の高い団地を除いて協定を締結することはできない。

12 特認地域及び特認基準について

(1) 特認地域及び特認基準の設定及び変更

都道府県知事は、実施要領第4の1の(9)の特認地域及び同2の(5)の特認基準の設定及び変更にあたっては、別記4を参考にして、次のア又はイに掲げるデータを実施要領第8の2の中立的な第三者機関に提出し、審査検討を行うものとする。

ア 8法地域については、傾斜地等と同等の農業生産条件の不利性があり、他の農用地に比べ耕作放棄率が高いことを示すデータ

イ 8法外地域(実施要領第4の1の(1)から(8)まで以外の地域をいう。以下同じ。)については、自然的・経済的・社会的条件の悪い地域で、かつ、農業生産条件の不利性があることを示すデータ

(2) 都道府県知事は、中立的な第三者機関で審査された特認地域及び特認基準について、「 県における特認基準の制定(変更)について(提出)(参考様式第1号)」に次表に掲げる必要なデータを添付し、地方農政局長(北海道にあっては直接、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長)を経由して農村振興局長に協議する。

	地域・農用地区分	データの提出
8法地域	農業生産条件の不利な農用地	農業生産条件の不利性を示すデータ コスト格差 耕作放棄率が他の農用地に比べ高いこと。
8法外地域	8法に準ずる地域	農村振興局長が定めるガイドラインに基づかないもの。 自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ 農村振興局長が定めるガイドラインに基づく場合は、データの提出は必要としない。

農業生産条件の不利な農用地	農村振興局長が定めるガイドラインに基づかないもの。 コスト格差 耕作放棄率が他の農用地に比べて高いこと。 農村振興局長が定めるガイドラインに基づく場合は、データの提出は必要としない。
---------------	--

(3) 国による特認地域及び特認基準の調整手続き

都道府県知事から(2)の協議を受けた農村振興局長は、実施要領第8の1の第三者機関の意見を聴き、必要があれば各都道府県の特認地域及び特認基準の調整を行うものとする。また、農村振興局長は、調整結果を、「県における特認基準の制定(変更)について(通知)(参考様式第2号)」により地方農政局長(北海道にあっては直接、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長)を経由して都道府県知事に通知する。

(4) 特認地域及び特認基準の通知

都道府県知事は、特認地域及び特認基準を決定したときは、速やかに市町村等の関係機関に書面をもって通知する。

(5) 特認面積の上限及び配分

都道府県内における特認面積の上限及び配分は、次のとおりとする。

ア 8法地域内の特認基準に係る対象農用地面積及び特認地域内の対象農用地面積(8法外地域で通常基準(実施要領第4の2の(1)から(4)までの基準をいう。以下同じ。)又は特認基準で指定される農用地の合計面積)の合計面積(以下「特認面積」という。)は、次の(ア)及び(イ)により算定される面積の範囲内とする。ただし、対象農用地のすべてが8法地域内にある場合においては、(イ)の要件のみとする。

(ア) 各都道府県における8法地域及び8法外地域の農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に定める農用地区域をいう。以下同じ。)内の農用地面積のそれぞれ5%以内であること。

(イ) ただし、8法地域において、特認面積を加えることにより交付金の対象農用地面積が8法地域内農用地区域内の農用地面積の50%を超える場合は、50%以内の面積とすること。

イ 特認面積の配分

アにより得られた農用地面積の8法地域内外の配分については、都道府県知事の裁量とする。

(6) 特認面積の算定基準

特認面積の算定は、当該指定農用地のうち、田については1、畑、草地又は採草放牧地については1.5で除した面積の合計面積が(5)のアにより算出した面積の範囲内であることとする(すなわち、畑、草地又は採草放牧地に配分する場合には、(5)のアにより算出した面積の全部又は一部の1.5倍の面積の範囲内で指定することができる(すべて畑、草地又は採草放牧地とする場合は、田の面積の1.5倍の面積を指定できる。))

13 実施要領第4の2の対象農用地の面積の測定は、別記5に定めるとおりとする。

第4 既耕作放棄地等の取扱い等

1 既耕作放棄地の取扱い

(1) 既耕作放棄地の定義

ア 「既耕作放棄地」とは、平成17年3月31日までに耕作放棄地(以前耕作したこ

とがあるが、過去1年間以上作物を栽培せず、かつ、ここ数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地(平成12年世界農林業センサス)となった農地とする。

イ 「耕作放棄地の復旧」とは、耕作放棄地を耕作しうる状態にすることをいい、耕作しうる状態とは、次に掲げる状態をいう。

(ア) 田の場合は、灌木の抜根等を行い、たん水するための畦畔及びかんがい機能を有し、作物の栽培が可能な状態

(イ) 畑及び草地の場合は、灌木の抜根等を行い、容易に耕起・整地でき、作物が栽培できる状態(樹園地の場合は、草刈り等を行い、容易に農作業を行うことができ、収穫物が得られる状態)

ウ 「耕作放棄地の林地化」とは、将来的に農用地を山林にすることを目的に、耕作放棄地で新たに樹木の苗を植え付けるための雑草・雑木の刈取り・除去、樹木の苗の植え付け、植え付け後の下草刈り等の管理などを行うことをいう。なお、農用地を林地化するには、農用地区域からの除外及び農地転用の許可手続を行うこと。

(2) 既耕作放棄地の取扱い

既耕作放棄地については、次のとおり取り扱うこととする。

ア 既耕作放棄地を協定の対象とすることについては、集落協定の場合は集落、個別協定の場合は認定農業者等の判断に委ねるものとする。

イ 既耕作放棄地を集落協定や個別協定に位置づけた場合には、平成21年度までに既耕作放棄地を復旧又は林地化することを条件に当該既耕作放棄地を協定認定年度から交付金の交付対象とすることができる。

ウ 集落協定又は個別協定に位置づけない既耕作放棄地(協定農用地の生産活動に影響があると協定申請者が判断したもの。)についても、協定農用地の農業生産活動等に悪影響を与えないよう既耕作放棄地の草刈り、防虫対策等を行う。

2 現に耕作されていない農用地を維持管理農用地として交付金の交付対象とする場合は、耕作の意思を有する者(農作業の受託を行う場合は受託者)を明確にした上で、当該農用地の維持管理をしなければならない。

3 限界的農地の取扱い

(1) 限界的農地の定義

現に耕作又は管理されている農地で、集落の他の農地に比べ、土壌、日照条件、極端な急傾斜等により生産条件が不利で、耕作放棄の懸念が特に大きい農地として集落の申請により市町村長が判断した農地をいう。

また、「限界的農地の林地化」とは、将来的に農用地を山林にすることを目的に、限界的農地で新たに樹木の苗を植え付けるための雑草・雑木の刈取り・除去、樹木の苗の植え付け、植え付け後の下草刈り等の管理などを行うことをいう。なお、農用地を林地化するには、農用地区域からの除外及び農地転用の許可手続を行うこと。

(2) 限界的農地の取扱い

平成21年度までに林地化するための準備を行い、植林することが集落協定にあらかじめ位置づけられている場合は、平成21年度まで交付金の交付対象とすることができる。

4 現に自然災害を受けている農用地の取扱い

現に自然災害を受けている農用地については、平成21年度までに復旧し、農業生産活動等を実施する旨が集落協定に位置づけられている場合は、協定認定年度から交付金の交付対象とすることができる。

5 国、地方公共団体等が所有する農用地の取扱い

国、地方公共団体等が所有する農用地については、国、地方公共団体並びに国及び地方公共団体の持分が過半となる第3セクターが所有し、かつ、農業生産活動等を行っている農用地については、交付金の交付対象としない。

6 土地改良通年施行等の取扱い等

(1) 土地改良通年施行の対象事業の範囲

ア 土地改良通年施行は、次に掲げる要件をすべて満たす土地改良事業又はこれに準ずる事業に係るものとする。ただし、次の要件を満たしていたものが、その後、工事実施時期の変更等によりこれを満たさなくなった場合においては、それが不測の事態の発生等真にやむを得ない事由によるものである場合に限り、土地改良通年施行の対象事業として取り扱う。

(ア) 当該年度の6月30日（平成17年度においては8月31日）までに、国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又は株式会社日本政策金融公庫若しくは農業近代化資金の融資の対象となることの決定又はこれに準ずる措置がなされること。

(イ) 当該年度内に事業が終了すること。

(ウ) 集落協定に事業の実施が位置づけられていること。

イ アの土地改良事業又はこれに準ずる事業とは、次に掲げる事業をいう。

(ア) ほ場整備事業(区画整理その他の面的工事に限る。)

(イ) 客土事業

(ウ) その他土地改良事業等のうち(ア)又は(イ)に該当する工種

(2) 土地改良通年施行に係る農地の取扱い

(1)の土地改良通年施行に係る農地については、交付金の交付対象とすることができる。

(3) 土地改良事業等の実施等により対象要件に変更があった農用地の取扱い

土地改良事業等の実施等が集落協定に位置づけられている場合には、当該土地改良事業等の実施、地目の変更等により協定認定時の対象農用地の要件に変更があっても、当該農用地を平成21年度まで交付金の交付対象とすることができる。

第5 中山間地域等直接支払市町村基本方針(以下「基本方針」という。)

1 基本方針の内容

基本方針の内容については、次の事項を参考に記載する。

(1) 実施要領第5の1の(1)の「趣旨」については、市町村の現況、交付金を実施する意義、基本方針に定める項目等について記載する。

(2) 実施要領第5の1の(2)の「対象地域及び対象農用地」については、実施要領第4の1の(1)から(9)までのうち、当該市町村に該当する対象地域及び実施要領第4の2の(1)から(5)までのうち、当該市町村長が指定しようとする対象農用地の基準について記載する。

また、集落協定等における協定農用地の決定に当たっては、今後とも耕作すべき農用地であるかを検討し、限界的農地については、当該農用地の状況を踏まえ適宜林地化等を図る旨について記載する。

(3) 実施要領第5の1の(3)の「集落協定の共通事項」については、集落が集落協定に定めるべき事項(実施要領第6の2の(1)のア)について記載する。

(4) 実施要領第5の1の(4)の「個別協定の共通事項」については、協定の対象となる農用地等の事項(実施要領第6の2の(2)のア)について記載する。

(5) 実施要領第5の1の(5)の「対象者」については、認定農業者(農業経営基盤強

化促進法(昭和55年法律第65号、以下「基盤強化法」という。)第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。)に準ずる者として市町村長が認定する者について定義の上、交付金の交付の対象者(実施要領第6の1)について記載する。

- (6) 実施要領第5の1の(6)の「集落相互間等の連携」については、集落協定の自律的かつ継続的な農業生産活動の体制整備に資するため、地域の実情に即した集落協定間の統合及び市町村が行う集落間の連携支援等について記載する。

また、必要に応じて、高齢化等により将来に向けた農業生産活動等の体制整備が困難な限界的集落等と担い手のいる集落協定等との連携、一集落内に複数存在する小規模な集落協定間等の統合・協定活動の連携等について、地域の実情を踏まえた具体的な推進方策について記載する。

さらに、地域農業の状況に応じて、農業公社、NPO法人、農作業受託を行う民間法人等、多様な主体の役割を明確化し、これらの主体の集落協定への参加・連携、個別協定の締結等についての具体的な推進方策について記載する。

なお、集落協定を締結できない集落が想定される場合には、当該集落の農用地に係る近隣の認定農業者等や直接支払対象集落による利用権の設定等(基盤強化法第4条第3項第1号に規定する利用権の設定等をいう。以下同じ。)及び農作業の受委託の推進について記載する。

- (7) 実施要領第5の1の(7)の「交付金の使用方法」については、地域の実情を考慮して市町村が望ましいと考える使用内容、及び当該交付金の活用目的を明らかにする旨を記載する。

なお、集落協定の場合にあっては、集落への交付額の概ね1/2以上を集落の共同取組活動に充てること、及び共同取組活動に充てられた交付金については、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた活動に資することが望ましい旨を記載する。

- (8) 実施要領第5の1の(8)の「交付金の返還」については、実施要領第6の4に基づき記載する。

- (9) 実施要領第5の1の(9)の「生産性・収益の向上、担い手の定着、生活環境の整備等に関する目標」については、市町村の目標及び市町村が目標達成のために講ずる施策等について記載する。

- (10) 実施要領第5の1の(10)の「実施状況の公表及び評価」については、公表内容及び評価の実施時期等について記載する。

- (11) 実施要領第5の1の(11)の「その他必要な事項」については、交付金交付等の適正かつ円滑な実施に当たって市町村が必要と認める(1)から(10)まで以外の事項について記載する。

なお、耕作放棄地の解消に対する支援として「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」のうち「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領(平成19年8月1日付け19企第101号大臣官房長通知)」別表の2の要件類別欄の6に該当する事業メニューを実施する場合は、同要領のほか、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用について(平成19年8月1日付け19企第102号大臣官房長通知)」の規定に基づき記載する。

2 基本方針の認定

- (1) 市町村長は、「中山間地域等直接支払市町村基本方針認定(変更)申請書(参考様式第3号)」に「中山間地域等直接支払 市町村基本方針(参考様式第4号)」を添付の上、当該年度の4月30日(平成17年度については、7月31日)までに都道府県知事に提出するものとする。

- (2) 基本方針の提出を受けた都道府県知事は、対象地域、対象農用地等の記載内容等

について審査し、適正であると認められる場合は、「中山間地域等直接支払市町村基本方針の認定について（参考様式第5号）」により市町村長に通知する。

第6 対象者

1 実施要領第6の1の「農村振興局長が定める者」とは、次の者をいう。

(1) 集落協定の場合においては、当該協定参加農業者で次のアの式で算定される農業従事者一人当たりの農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る者（当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、当該農業者の農用地に対して交付される交付額を集落の共同取組活動に充てる場合を除く。）

ア 農業者の所得の算定

（確定申告に基づく農業所得 + 専従者給与額 - 負債の償還額） / 農業従事者数
当該農業者が生産組織、農業生産法人等の構成員であり、当該生産組織、農業生産法人等から給与額又は役員報酬等を受けている場合は、上記農業所得に当該給与額又は役員報酬等を含めるものとする。

イ 算定に当たっての留意事項

(ア) アの負債の償還額とは、次に掲げるものとする。

a 農業生産活動のための建物・機械等の固定資産に係る負債の償還額（当該負債に係る減価償却額を上回る場合の差引額に限る。）

b a以外の農業生産活動に係る負債の当該年におけるネット償還額（当該年の期首の負債額から期末の負債額を差し引いた実償還額）

(イ) 農業従事者数の換算は、年間自家農業従事日数が150日以上を農業従事者を「1」とし、農業従事日数が60日以上150日未満の者を「0.5」とする。この他に、家族内に、30日以上60日未満の農業従事者が2名以上いる場合（合計就農日数が60日以上となる。）には、これらの者をまとめて「0.5」とすることができる。

なお、農業従事者とは、所得税法における青色事業専従者給与の特例又は事業専従者控除の特例の対象となる者と同等の就業形態を有する者（当該事業に専ら従事する期間がその年を通じて6ヶ月を超える者）をいう。

ウ 農作業従事日数の確認方法は、作業日誌等により行うこととする。

エ 実施要領第6の1の「同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得」とは直近3ヶ年の「家計調査年報（総務省統計局）」の各都道府県の県庁所在地の年平均勤労者所得（月平均世帯主収入×12ヶ月）とする。

(2) 個別協定の場合においては、実施要領第6の2の(2)のイの認定農業者等で、(1)の規定に該当する者

(3) 実施要領第6の2の(2)のイの(1)の「経営の規模」（基幹的農作業を田においては3種類、畑においては2種類、草地においては1種類以上の受託を含む。）とは、対象農用地に存する農用地面積をいう。

2 農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理等を行っている場合等は当事者間の話し合いにより対象者を決定する。

第7 対象行為

1 集落協定

(1) 実施要領第6の2の(1)のアの「集落」とは、一団の農用地において協定参加者の合意の下に農業生産活動等を協力して行う集団とする。

(2) 集落協定は平成18年度以降に締結することもできる。また、集落協定を締結した複数の集落が、次年度以降にこれらの協定を包含した集落協定を新たに締結することもできる（この場合でも交付金の交付は、平成21年度までとする。）。

(3) 集落協定の内容については、次の事項を参考に記載する。

ア 実施要領第6の2の(1)のアの(ア)の「協定の対象となる農用地の範囲」については、協定の対象とする農用地を記載するとともに、別に維持管理農用地を記載する。

また、第3の2の規定により、田と田以外が混在する協定農用地において集落協定を締結した場合は、田以外の地目の面積についても記載する。

イ 実施要領第6の2の(1)のアの(イ)の「構成員の役割分担」については、農用地等の管理者及び受託等の方法、水路・農道等の管理活動の内容と作業分担、経理担当者、市町村に対する代表者等を記載する。

ウ 実施要領第6の2の(1)のアの(ウ)の「農業生産活動等として取り組むべき事項」については、適正な農業生産活動に加え、地域の中で、国土保全機能を高める取組、保健休養機能を高める取組又は自然生態系の保全に資する取組等多面的機能の増進につながるものとして、次の表に例示される行為(これに準ずる行為及び基盤整備への取組みも含む。)から集落が集落の実態に合った活動を一つ以上(法律で義務づけられている行為及び国庫補助事業の補助対象として行われている行為以外のものを一つ以上)記載する。

また、維持管理農用地については、その管理方法(畦畔の維持、法面の管理、地力向上のための取組みの具体的手法)を記載する。

分 類		具体的に取り組む行為
(必須事項) 農業生産活動等	耕作放棄の防止等の活動	適正な農業生産活動を通じた耕作放棄の防止、耕作放棄地の復旧や畜産的利用、高齢農家・離農者の農用地の賃借権設定、法面保護・改修、鳥獣被害の防止、林地化等
	水路、農道等の管理活動	適切な施設の管理・補修(泥上げ、草刈り等)
(選択的必須事項) 多面的機能を増進する活動	国土保全機能を高める取組	土壌流亡に配慮した営農の実施、農用地と一体となった周辺林地の管理等
	保健休養機能を高める取組	景観作物の作付け、市民農園・体験農園の設置、棚田のオーナー制度、グリーン・ツーリズム
	自然生態系の保全に資する取組	魚類・昆虫類の保護(ビオトープの確保)、鳥類の餌場の確保、粗放的畜産、環境の保全に資する活動

エ 実施要領第6の2の(1)のアの(エ)の「集落マスタープラン」については、次の項目について記載する。

(ア) 別記6に即した集落の実情を踏まえた目指すべき将来像

(イ) 以下に示す活動を参考に(ア)の将来像を実現するための活動方策及び協定期

間の目標

- a 生産性や収益の向上による所得の増加に関する集落としての取組活動については、例えば、農用地の連担化、交換分合等による生産性向上、高付加価値型農業等の推進、農作業の受委託、農業機械・施設の共同利用、コントラクターによる飼料生産等とする。
- b 担い手の定着等に関する集落としての取組活動については、例えば、新規就農者に対する地域農業改良普及センターの指導、集落リーダー・オペレーターの新技術研修会や先進集落視察への参加、新規就農者に対する離農者の家屋の提供、利用権の設定等による農用地の面的集積及び酪農ヘルパーの活用等とする。
- c 他集落との連携に関する集落としての取組活動については、高齢化等により将来に向けた農業生産活動等の体制整備が困難な限界的集落等と担い手のいる集落協定等、又は一集落内に複数存在する小規模な集落協定間等の統合・協定活動の連携等とする。

(ウ) 集落の5年間の活動工程表

オ 実施要領第6の2の(1)の(オ)の「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」については、同(エ)の「集落マスタープラン」の内容と整合性があり、協定農用地において農用地等保全体制の整備に加え、地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動について、次の表に示される選択的必須要件に従って記載する。なお、同表における水準に達する時期については、平成21年度までとする。

要件		活動項目	活動内容及び水準
必須要件	農用地等保全体制整備	農用地等保全マップの作成	将来にわたって適正に協定農用地を保全していくため、以下に例示される事項(ただし、～の中から1つ以上は定めるものとする。)について定めた図面を協定認定年度に作成する。 農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置 鳥獣害防止対策が必要となる位置 既耕作放棄地の復旧又は林地化を実施する範囲 農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲 その他将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要となる事項に関する範囲
		農用地等保全マップ活動の実践	以下のいずれかの活動を実施 農地法面、水路、農道等の補修・改良 鳥獣害防止対策 既耕作放棄地の復旧又は林地化
選	生産性・収益向上(右の活動項目の)	機械・農作業の共同化	基幹的農作業(田及び畑においては、耕起、代かき又は整地、田植え又は播種、整枝・剪定、病害虫防除、収穫、乾燥・調製。草地においては、耕起、播種、収穫、乾燥・調製。

択 的 必 須 要 件 (A 又 は B)	A (右 の 要 件 の 中 2 つ 以 上)	うち1つ 以上)	以下同じ。)のうち1種類以上に係る農業機械又は施設の共同利用される農用地面積の合計が協定農用地面積の10%又は0.5haのうちいずれが多い方の面積以上の増加となること(協定認定時に一定の実績(ただし、0.5ha以上)がある集落協定においては、別途設定)
		高付加価値型農業 の実践	新規作物の導入、有機農業等(農林水産省又は都道府県の定めた有機農業等の栽培に関するガイドライン等に即したものに限る。)の高付加価値型農業(従来の生産体系において実現してきた付加価値を上回る見込みがあること。)を実施する協定農用地面積の合計が協定農用地面積の5%又は1haのうちいずれか少ない方の面積以上の増加となること。
		地場産農産物等の 加工・販売	地場産農産物等の処理又は加工が可能な施設があり、当該施設において処理又は加工された加工品の販売の取組(集落内の自給的活動ではないものに限る。)を実施すること。
	担 手 育 成 (右 の 活 動 項 目 の 中 1 つ 以 上)	新規就農者の確保	集落協定に新規就農者(新規学卒就農者、離職転入者及び新規参入者であって、協定認定年度以降、新たに農業経営を開始した者とする。)の1名以上の参加があること。
		認定農業者の育成	集落協定に参加する農業者(ただし、交付金の交付の対象となる農業者に限る。以下同じ。)において、新たに認定農業者及びこれに準ずる者として市町村が認定した者(協定認定年度以降、平成21年度までに認定)となる者が1名以上あること。
		担い手への農地集積	協定農用地において、地域農業の核となる集積対象者(認定農業者、これに準ずる者として市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人(基盤強化法第23条第4項に定められるものをいう。)農業協同組合、生産組織等。以下同じ。)と集落協定に参加する農業者との間において利用権の設定等がなされる農用地面積の合計が協定農用地面積の5%以上の増加となること。
		担い手への農作業 の委託	地域農業の核となる集積対象者と集落協定に参加する農業者との間において基幹的農作業のうち1種類以上に係る作業の受委託の契約がされる農用地面積の合計が協定農用地面積の10%又は0.5haのうちいずれが多い方の面積以上の増加となること(協定認定時に一定の実績(ただし、0.5ha以上)がある集落協定においては、別途設定)

	多面的機能の発揮 (右の活動項目のうち1つ以上)	保健休養機能を活かした都市住民等との交流	棚田等のオーナー制度、市民農園、観光農園、体験農園が実施される農用地面積の合計が協定農用地面積の5%以上の規模において開設又は運営がされていること。
		自然生態系の保全に関する学校教育等との連携	集落協定活動において、自然生態系の保全に関する学校等教育機関、集落外のNPO法人等と連携した自然観察会、体験農園、ビオトープの確保等の活動が実施されていること(ただし、当該活動について、学校、集落外のNPO法人等の代表者等との協定締結がされていること。)
		多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携	農業生産活動等又は多面的機能増進活動について、集落協定に参加する農業者の総数の10%以上の非農家や非対象農家、又は当該集落以外の集落と連携した一体的活動が実施されていること(ただし、連携活動を当該集落協定に位置付けているものに限る。)
B (右の要件のうち1つ)	集落を基礎とした営農組織の育成		同一生産行程における基幹的農作業のうち田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上に係る農業機械又は施設の共同利用の受益となる農用地面積の合計が協定農用地面積の30%又は3haのうちいずれか多い方の面積以上の増加となること(協定認定時に一定の実績(ただし、3ha以上)がある集落協定においては、別途設定)。この場合、協定農用地以外の農用地を含めることができるが、協定農用地面積の割合が1/3以上の場合に限る。
	担い手集積化		協定農用地において、地域農業の核となる集積対象者と集落協定に参加する農業者との間において、利用権の設定等又は基幹的農作業のうち田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の作業の受委託の契約(契約期間は5年以上とする。)がなされる農用地面積の合計が協定農用地面積の20%又は2haのうちいずれか多い方の面積以上の増加となること(協定認定時に一定の実績(ただし、2ha以上)がある集落協定においては、別途設定)。この場合、協定農用地以外の農用地を含めることができるが、協定農用地面積の割合が1/2以上のものに限る。

注：協定認定時に一定の実績のある集落協定に関する取扱いについては、下表による。

協定認定時に一定の実績が

項 目	ある活動項目の面積の協定農用地面積に占める割合	活動水準(協定農用地面積に占める割合)
別途設定	50%未満	新たに10%以上の引き上げを実施
	50%以上60%未満	60%以上への引き上げを実施
	60%以上	取組み面積の現状以上を実施
別途設定	20%未満	30%以上への引き上げを実施
	20%以上50%未満	新たに10%以上の引き上げを実施
	50%以上60%未満	60%以上への引き上げを実施
	60%以上	取組み面積の現状以上を実施
別途設定	10%未満	20%以上への引き上げを実施
	10%以上50%未満	新たに10%以上の引き上げを実施
	50%以上60%未満	60%以上への引き上げを実施
	60%以上	取組み面積の現状以上を実施

カ 実施要領第6の2の(1)のアの(カ)の「加算措置適用のために取り組むべき事項」については、実施要領第6の3の(2)のイの加算措置に係る事項から各々の活動内容を記載する。

キ 実施要領第6の2の(1)のアの(キ)の「交付金の使用方法」については、集落の各担当者の活動に対する経費の支出、農業生産活動等の体制整備に向けた活動等集落マスタープランの将来像を実現するための活動、鳥獣害防止対策及び水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動に要する経費の支出、集落協定に基づき農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費の支出について記載する。

なお、その際、共同取組活動に要する経費の支出については、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に資するとともに、その目的、内容について明らかにするものとする。また、積立・繰越を行う場合にはその目的、積立計画・使途計画等を明らかにする。

ク 実施要領第6の2の(1)のアの(ク)の「食料自給率の向上に資するよう規定される米・麦・大豆・草地畜産等に関する生産の目標」については、集落で主に生産している作物等の作付面積の目標を数値で記載する。なお、米の生産に関する目標については、米穀の生産調整実施要領(平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知)別紙5第2の1の規定に基づき提出された水稻生産実施計画書との整合を図り、毎年度、これを定めることとする。

ケ 実施要領第6の2の(1)のアの(ケ)の「市町村の基本方針により規定すべき事項」については、市町村の基本方針に基づき、集落が集落の実情に応じて集落協定に盛り込むことが適当と判断した事項を記載する。

(4) 市町村は、協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、集落が交付金の交付額の概ね1/2以上を集落の共同取組活動に充てるよう指導する。

2 個別協定

(1) 実施要領第6の2の(2)のアの利用権の設定等のうち所有権の移転については、交付を受けようとする年の前年の7月1日から当該年の6月30日までに移転があったものとする。ただし、平成17年度は平成17年1月1日から平成17年8月31日までとする。

(2) 受委託等の契約期間については、次のとおりとする。

賃借権の設定、農作業受委託契約は、残存期間が5年以上の契約とする（契約の残存期間が5年未満であっても、交付金の交付期間に契約を更新する場合においては、引き続き対象とすることができる。）。

(3) 実施要領第6の2の(2)のアの「同一生産行程における基幹的農作業」とは、次に掲げるとおりとする。

ア 田及び畑においては、耕起、代かき又は整地、田植え又は播種、整枝・剪定、病害虫防除、収穫、乾燥・調製とする。

イ 草地においては、耕起、播種、収穫、乾燥・調製とする。

(4) 実施要領第6の2の(2)のイの「農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項」とは、平成21年度までに実施要領第6の2の(2)のアの利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業のうち田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の受託面積の合計（実農用地面積）が協定農用地面積の10%又は0.5haのうちいずれか多い方の面積以上の増加をいう。

3 農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項但書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）は、集落協定又は個別協定が円滑に締結されるよう、必要に応じて利用権の設定等について調整を行うものとする。

4 集落協定、個別協定の認定等

(1) 集落協定を策定又は変更する集落は、「中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定の認定(変更)申請書・集落協定書(参考様式第6号)」(以下「集落協定認定申請書」という。)を協定農用地が存する市町村長に当該年度の6月30日（平成17年度においては、当該年度の8月31日）までに提出する。

なお、協定農用地が複数の市町村にまたがる場合は、協定農用地が存する市町村長に上記によりそれぞれ提出する。この場合、当該市町村長に提出する申請書には、他の市町村長に提出する申請書の写しを添付する。

(2) 個別協定を策定又は変更する認定農業者等は、「中山間地域等直接支払交付金に係る個別協定の認定申請書(参考様式第7号)」(以下「個別協定認定申請書」という。)を協定農用地が存する市町村長に当該年度の6月30日（平成17年度においては、当該年度の8月31日）までに提出する。なお、協定農用地が複数の市町村に存する認定農業者等は、協定農用地が存する市町村長に上記によりそれぞれ提出する。この場合、当該市町村長に提出する申請書には、他の市町村長に提出する申請書の写しを添付する。

(3) 市町村長は、集落協定又は個別協定が基本方針に即していると認められるときは、集落協定の代表者又は個別協定申請者に「中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定(個別協定)の認定書(変更認定書)(参考様式第8号)」により、当該年度の7月31日（平成17年度においては、当該年度の9月30日）までに通知する。

なお、市町村長が集落協定を認定（変更認定）する場合は、実施要領第6の1の規定による参加農業者の農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平

均所得を上回る可能性のある農業者について、当該平均所得を上回らないことを確認する。

(4) 集落協定、個別協定の変更認定事項

実施要領第6の2の協定締結内容の変更にあたって、市町村長の認定を要する事項は次のとおりとし、その他の事項については市町村長への届出とする。

ア 集落協定内容の変更認定事項

(ア) 協定農用地の面積の追加

(イ) 農業生産活動等として取り組むべき事項の変更

(ウ) 集落マスタープランの内容の変更

(エ) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の変更

(オ) 加算措置適用のために取り組むべき事項の変更

(カ) 市町村の基本方針により規定すべき事項に基づき定めた事項の変更

イ 個別協定内容の変更認定事項

(ア) 協定農用地の面積の追加

(イ) 利用権の設定等及び農作業受委託契約の更新

(ウ) 自作地を対象としている協定の農業生産活動等として取り組むべき事項又は農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項の変更

(エ) 加算措置適用のために取り組むべき事項の変更

(5) 集落協定、個別協定内容の変更禁止事項

ア 集落協定内容の変更禁止事項

(ア) 協定農用地面積の全部又は一部の除外（第9の2の(1)から(4)までの場合を除く。）

(イ) 耕作放棄地等の復旧面積又は林地化する面積の全部又は一部のとりやめ

イ 個別協定内容の変更禁止事項

協定農用地面積の全部又は一部の除外（第9の2の(1)から(4)までの場合を除く。）

第8 交付額

1 傾斜農用地等

実施要領第6の3の(2)のアの表中 国の交付金による交付単価及び 国の交付金と併せて地方公共団体が一体化して行う交付金の交付の上限単価は、実施要領第6の3の(2)のアの表の区分によるほかは、次のとおりとする。

(1) 第4の1の(2)のイの既耕作放棄地及び第4の4の現に自然災害を受けている農用地を復旧した場合の単価は、復旧後の地目の単価とする。なお、田から田以外に地目を変更する場合は、変更後の地目の区分に該当する単価（対象要件を満たさなくなった場合には、変更後の地目の区分の緩傾斜の単価）を適用するものとする。

(2) 第4の1の(2)のイの林地化の単価は、地目別の単価にかかわらず畑の単価（林地化後の単価が林地化前の地目の単価を上回る場合は、林地化前の地目の単価）とする。また、第4の3の(2)の林地化の単価は林地化前の地目別区分別の単価とする。

(3) 第4の6の(3)の土地改良事業等の実施等により対象要件に変更があった場合は、次の単価とする。

ア 土地改良事業等により勾配の判定に変更があった場合

(ア) 集落協定認定年度以降に採択された事業による場合は、集落協定認定年度の単価とする。

(イ) 集落協定認定年度の前年度以前に採択されている事業による場合は、改善さ

れたほ場で農業生産活動等を行う年度から改善されたほ場の勾配の単価（勾配が区分外となった場合は、地目の区分の緩傾斜の単価）とする。

イ 地目の変更により勾配の区分に変更があった場合は、変更後の地目の区分の傾斜単価（勾配が区分外となった場合は、変更後の地目の区分の緩傾斜の単価）とする。

2 規模拡大加算

- (1) 実施要領第6の3の(2)のイの(ア)の「新規就農者」とは、平成17年1月1日以降、新たに農業経営を開始した者とする。
- (2) 実施要領第6の3の(2)のイの(ア)の「農作業受委託」とは、第7の2の(3)に定める基幹的農作業を田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上受託することをいう。
- (3) 実施要領第6の3の(2)のイの(ア)の「利用権の設定等又は農作業受委託契約」が、交付金の交付を受けようとする年度の前年の7月1日から当該年の6月30日（平成17年度は平成17年1月1日から平成17年8月31日）までに行われたものとする。
- (4) 規模拡大加算は平成21年度までの交付とする。

3 土地利用調整加算

- (1) 実施要領第6の3の(2)のイの(イ)の「農作業受委託」とは、第7の2の(3)に定める基幹的農作業を田においては3種類以上、畑においては2種類以上受委託することをいう。
- (2) 実施要領第6の3の(2)のイの(イ)の「農村振興局長が別に定める基準」とは、利用権の設定等又は農作業受委託契約を行った農用地面積の合計が協定農用地の30%以上行われるものとする。
- (3) 土地利用調整加算は平成21年度までの交付とする。

4 耕作放棄地復旧加算

- (1) 実施要領第6の3の(2)のイの(ウ)の「既耕作放棄地」とは、第4の1の(1)の(ア)に定める既耕作放棄地とする。
- (2) 実施要領第6の3の(2)のイの(ウ)の「農村振興局長が別に定める基準」とは、協定農用地面積の3.5%以上に当たる既耕作放棄地の復旧が行われるものとする。ただし、復旧された農用地を集積対象者に利用権の設定等又は基幹的農作業を田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上委託した場合は、この限りでない。
- (3) 耕作放棄地復旧加算は平成21年度までの交付とする。

5 法人設立加算

- (1) 実施要領第6の3の(2)のイの(イ)の「農業生産法人」とは、協定農用地面積の30%又は3haのうちいずれが多い方の面積以上の農用地を対象としているものをいう。この場合、協定農用地以外の農用地を含めることができるが、協定農用地面積の割合が当該協定農用地以外の農用地面積を含めた面積の1/3以上のものに限る。
- (2) 法人設立加算は平成21年度までの交付とする。

6 実施要領第6の3の(3)の第3セクターのオペレーター及び生産組織の構成員に係る「多数」とは、第3セクターにあっては、オペレーターが原則として3人以上、生産組織にあっては、構成員が原則として3戸以上をいう。

7 6の生産組織とは、生産を実質的に共同化、組織化しているものであって、組織規約、総会議事録及び収支予算・決算書等を備えている組織をいう。

8 実施要領第6の3の(2)のアの注2及びイの(ア)～(イ)の注1には、特認地域の通常基準に該当する農用地を含むものとする。

第9 交付金の返還等

1 交付金の返還

実施要領第6の4の(1)の「農村振興局長が別に定める基準」とは、次に掲げるとおりとする。

(1) 集落協定違反となる場合及びその場合の措置

ア 協定農用地について耕作又は維持管理が行われなかった場合は、協定農用地のすべてについての交付金を協定認定年度に遡って返還する。

ただし、協定農用地の一部を集落協定に参加する新規就農者(新規学卒就農者、離職転入者及び新規参入者をいう。)の住宅に供するため農用地区域からの除外及び農地転用の許可手続きを経たものであって、市町村長が、他に適切な住宅用地がないこと及び集落協定に定める活動に支障がないことを判断した場合は、当該転用部分のみについての交付金について協定認定年度に遡って返還するものとする。

イ 多面的機能を増進する活動が行われなかった場合は、協定農用地のすべてについての交付金を協定認定年度に遡って返還する。

ウ 協定農用地に含まれる耕作放棄地若しくは自然災害地の復旧又は当該耕作放棄地若しくは限界的農地の林地化が行われなかった場合は、当該耕作放棄地、自然災害地又は限界的農地分(実施要領第6の3の(2)のイの(ウ)の耕作放棄地復旧加算の措置を受けている場合には、当該加算分を含む。)については、協定認定年度に遡って返還するものとし、協定農用地のその他農用地については、当該年度以降の交付金の交付対象としない。

エ 協定農用地外で協定農用地の農業生産活動等に悪影響を及ぼす耕作放棄地として当該集落協定に管理することが位置づけられた耕作放棄地について、管理が行われなかった場合は、協定農用地のすべてについて、次年度以降の交付金の交付対象としない。

オ 水路・農道等の維持管理が行われなかった場合は、協定農用地のすべてについての交付金を協定認定年度に遡って返還する。

カ 米・麦・大豆・飼料作物等に関する生産の目標のうち、米の作付面積については、水稻生産実施計画書を提出した者が当該協定農用地における水稻生産実施計画面積を超えて米の作付けを行った場合には、当該者に係る協定農用地のすべてについて、次年度以降の交付金の交付対象としない。

(2) 個別協定違反となる場合及びその場合の措置

ア 個別協定期間中に、協定農用地の全部又は一部について第三者への利用権の設定等又は利用権の設定若しくは作業受委託契約の解除が行われた場合は、当該農用地分の交付金を協定認定年度に遡って返還する。

イ 協定農用地について、耕作又は維持管理が行われなかった場合(2の農業者の死亡、病気等の不可抗力を除く。)は、当該農用地分の交付金を協定認定年度に遡って返還する。

ウ 個別協定において、受託者等に責がない事由により作業受委託契約等が解除された場合は、当該農用地について、次年度以降の交付金の交付対象としない。

(3) 営農連携が行われている農用地が営農上の一体性を満たさなかった場合の措置

実施要領第6の2の(1)のアの(ア)の「協定の対象となる農用地の範囲」のうち、別記1の3の(4)の要件を満たすものとして新たに定めた協定農用地が、平成21年度までに同3の(1)から(3)までのいずれかの条件を満たさなかった場合は、当該農用地のうち協定認定年度(ただし、途中の年度で協定を変更した場合は当該変更年

度)以前に一団の農用地に該当していなかった農用地分の交付金を協定認定年度に遡って返還する。

(4) 集落マスタープランに定めた取組が適切に実行されなかった場合の措置

実施要領第13の1の中間年評価の実施年度以降において、同第6の2の(1)のアの(イ)の「集落マスタープラン」に定めた取組が適切に実行されず、かつ、市町村長が当該取組について、改善が見込まれないと判断した場合には、協定農用地のすべてについて、次年度以降の交付金の交付対象としない。

(5) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項等が行われない場合及びその場合の措置

ア 集落協定又は個別協定において、平成21年度までに、集落協定にあっては実施要領第6の2の(1)のアの(オ)の「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」が実行されなかった場合、個別協定にあっては同第6の2の(2)のイの「農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項」として定めた活動が実行されなかった場合は、同第6の3の(2)のアに掲げる地目及び区分毎の交付金額に0.2をそれぞれ乗じて得た額を、協定認定年度(ただし、途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度)に遡って返還する。

イ 実施要領第13の1の中間年評価の結果、集落協定にあっては同第6の2の(1)のアの(オ)の「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」が、個別協定にあっては同第6の2の(2)のイの「農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項」が適切に実行されず、かつ、市町村長が平成21年度までに実施されることが困難と判断した場合は、同第6の3の(2)のアに掲げる地目及び区分毎の交付金の交付金額に0.2をそれぞれ乗じて得た額を、協定認定年度(ただし、途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度)に遡って返還する。

なお、これら協定農用地に係る中間年評価実施年度以降の国の交付金による交付単価及び地方公共団体が国の交付金と併せて一体化して行う交付金の交付の上限単価は、同第6の3の(2)のアの表中の 及び のそれぞれに0.8を乗じた額とする。

ウ 第7の4の(4)の協定の変更により、「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」、個別協定にあっては「農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項」を取りやめた場合は、イと同様の措置とする。

(6) 規模拡大加算について、返還となる場合及びその場合の措置

ア 協定期間中、協定農用地について第三者への利用権の設定等又は利用権の設定若しくは作業受委託契約の解除が行われた場合は、当該農用地分の交付金を協定認定年度に遡って返還する。

イ 協定農用地について、耕作又は維持管理が行われなかった場合(2の農業者の死亡、病気等の不可抗力の場合を除く。)は、当該農用地分の交付金を協定認定年度に遡って返還する。

ウ 受託者等に責がない事由により作業受委託契約等が解除された場合は、当該農用地について、次年度以降の交付金の交付対象としない。

(7) 土地利用調整加算について、返還となる場合及びその場合の措置

実施要領第6の3の(2)のイの(イ)により協定に位置づけられた目標が、平成21年度までに達成されなかった場合(中間年評価の結果、目標の達成が見込めない場合を含む。)は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。

また、第7の4の(4)の協定の変更により、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を取りやめた場合は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。

(8) 法人設立加算について、返還となる場合及びその場合の措置

実施要領第6の3の(2)のイの(I)により協定に位置付けられた目標が、平成21年度までに達成されなかった場合(中間年評価の結果、目標の達成が見込めない場合を含む。)は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。

また、第7の4の(4)の協定の変更により、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を取りやめた場合は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。

2 返還の免責事由

1において、次の(1)から(4)のいずれかに該当する場合は、交付金の返還を免除することとする。ただし、病気の回復、災害からの復旧等を除き、当該農用地については当該年度以降の交付金の交付は行わないこととする。

(1) 農業者の死亡、病気等の場合

(2) 自然災害の場合

(3) 土地収用法(昭和26年法律第219号)等に基づき収用若しくは使用を受けた場合又は収用適格事業(土地収用法第3条)の要請により任意に売渡もしくは使用させた場合

(4) 農地転用の許可を受けて農業用施設用地等とした場合

ア 農業者等が農業用施設を建設するに当たり、農用地区域内の農用地を農業用施設用地に転用した場合(農用地区域内の土地の用途区分が農業用施設用地とされたものに限る。)

イ 公共事業により資材置き場等として農用地が一時的に使用(当該事業が土地収用事業等であり、事業終了後に農用地に復旧されるものに限る。)される場合。この場合は、農用地として農業生産活動等が開始された年度から交付金の交付対象とする。

ウ 第4の1の(2)のイ、又は第4の3の(2)により農用地区域からの除外及び農地転用の許可手続きを経て転用した場合は平成21年度まで交付金の交付対象とする。

3 集落協定の構成員が高齢化等により当該農用地の耕作等が困難となった場合には、集落の代表者は、速やかに市町村、農業委員会等に当該農用地に対する利用権の設定等又は農作業受委託のあっせん等を申し出ることとする。

4 返還の手続き

(1) 市町村長は、1の協定違反の事態が生じた場合には、該当集落協定代表者又は個別協定申請者に速やかに通知し、1の措置に基づき、市町村長が交付した交付金を返還させることとする。

ただし、1の(4)のイ及びウの場合は、当該年度以降の交付額について、当該返還相当額を減額し、交付することができるものとする。

(2) 市町村長は、集落協定代表者又は個別協定申請者から返還された交付額のうち都道府県知事から交付された額を都道府県に返還するものとする。

(3) 都道府県知事は、市町村長から返還された交付額のうち、第14の1の資金から取り崩した額を、速やかに第14の1の資金に繰り入れるものとする。

第10 農業生産活動等の実施状況の確認

実施要領第6の5の「実施状況の確認」については、以下により行うものとする。

1 集落協定に定められた農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動の実施状況の確認及び個別協定に定められた農業生産活動等の実施状況の確認については、別記7のとおりとする。

2 1の確認は、当該年度の9月30日までにを行うものとする(平成17年度においては10

月31日までとする。)

第11 交付金の会計経理

- 1 実施要領第6の6の(2)の「交付金の交付を受けた者」とは、集落協定にあっては、集落の代表者、個別協定にあっては、協定の認定を受けた認定農業者等をいう。
- 2 証拠書類の保管
市町村及び交付金の交付を受けた者は、次の証拠書類を保管するものとする。
 - (1) 市町村
 - ア 予算書及び決算書
 - イ 交付金の交付から実績報告に至るまでの申請書類及び承認指令書類
 - ウ 集落協定及び個別協定の申請書類及び承認書類
 - エ その他交付金に関する書類
 - (2) 交付金の交付を受けた者
 - ア 集落協定代表者
 - (ア) 集落協定認定書
 - (イ) 金銭出納簿
 - (ウ) 領収書
 - イ 認定農業者等
 - (ア) 個別協定認定書
 - (イ) 交付金の受け取りを示す受領書
- 3 会計経理の適正化
交付金の交付を受けた集落協定代表者は、次の事項に留意して会計経理を行うものとする。
 - (1) 交付金の経理は、独立の帳簿を設ける等の方法により、他の経理と区別して行うこと。
 - (2) 交付金の使用は、集落協定に規定した内容に基づき行い、その都度領収書を受領しておくこと。また、集落協定の会計責任者は、個人毎の支出状況や共同取組活動への支出内容が明確になる書類を整備しておくこと。
 - (3) 金銭の出納は、金銭出納簿により行うこと。この場合、必要に応じて金融機関に預金口座等を設けること。
 - (4) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理しておくこと。

第12 交付金交付の終了

- 1 実施要領第6の7の(1)の場合として想定される形態とは、次のとおりである。
 - (1) 集落に中核となる担い手がいなくても、農業生産活動を特定農業法人、生産組織等が安定的に担うという形態の実現
 - (2) 中核となる担い手に集落の相当程度の農地が集積され、これを残りの集落のメンバーが補完するという形態の農業生産活動の実現
 - (3) 水路・農道等の管理などの共同作業については全戸で行われつつ、数戸の農家に土地利用型農業が集中され、残りの農家が高付加価値型農業を営むという集落ぐるみによる生産性の高い複合経営の実現
 - (4) 酪農については、個々の経営が負債から脱却し、フリーストール・ミルクングパーラー方式等の生産性の高い技術の導入により所得を確保するとともに、単一又は複数の集落が新規参入者となりうる酪農ヘルパーや飼料生産のコストダウンに資するコントラクター組織の活用による安定的な生産形態の実現
- 2 実施要領第6の7の(3)の交付金交付の終了の対象とならない農業者のうち、集落

内のとりまとめ等において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となっている農業者は、当該農業者の農用地に対して交付される交付額を集落の共同取組活動に充てる者とする。

第13 第三者機関

実施要領第8の「中立的な第三者機関」の構成員は、中山間地域問題等について高い学識経験を有する者であって、交付金の執行に当たって利害関係を有しない者とする。

なお、既存の審議会、協議会等を活用する場合にあっても、交付金に係る利害関係者を除くものとする。

第14 都道府県の資金

1 資金の積立て

都道府県は、国から交付される交付金の全額を資金として積み立てる。

2 資金の管理・運用

(1) 都道府県は、資金の管理・運用等を条例を定めて行う。

(2) 都道府県における本資金の経理は、他の事業の経費と区分して行う。

(3) 都道府県は、資金の運用により生じた運用益を資金に繰り入れる。

(4) 都道府県は、実施要領に基づく交付金の交付を終了する場合において、資金に残額があるときは当該残額を国に返還する。

第15 交付金の交付方法

1 国は、対象農用地の総量及び集落協定、個別協定の締結状況等を勘案し、都道府県が資金を積立てるための経費に交付金を交付する。

2 都道府県は、直接支払いを実施する市町村からの申請に基づき、実施要領第6の3の(1)の合計額の範囲内で市町村に交付金を交付する。

なお、都道府県知事は、「平成 年度中山間地域等直接支払交付金所要額調書(参考様式第9号)」を毎年度9月末日までに地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長)あてに提出するものとする。ただし、平成17年度においては、11月末日までに提出する。

3 都道府県から交付金の交付を受けた市町村は、「交付金支払調書(参考様式第10号)」を作成の上、実施要領第6の3の(1)の合計額の範囲内で集落代表者又は認定農業者等に交付金を交付する。

第16 交付金の交付実績の報告

実施要領第11の「交付金の交付実績の報告」は、次により行う。

1 市町村長は、都道府県知事に「平成 年度中山間地域等直接支払交付金実績報告書(参考様式第11号)」を提出する。

2 都道府県知事は、市町村からの報告をとりまとめの上、地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長)に「平成 年度中山間地域等直接支払交付金実績報告書(参考様式第12号)」を提出する。

第17 実施状況の公表

1 国は都道府県毎の、都道府県は市町村毎の、市町村は集落毎の次に掲げる事項等を公表する。

(1) 集落協定の概要

- (2) 協定農用地の基準別の面積及び交付額
 - (3) 集落協定締結数、個別協定締結数及び各集落等への交付額
 - (4) 農業生産活動等の実施状況
 - (5) 農業生産活動等の体制整備の実施状況
- 2 国は、1の実施状況等を農林水産省のホームページ・広報誌等への掲載及び文書閲覧に供する等により公表する。
- 3 都道府県及び市町村は、1の実施状況等の広報誌への掲載等のほか、地方公共団体で定められている情報公開に関する規定に基づき公表（個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについて、地方公共団体の判断によりその全部又は一部を公表しないこととしたものは除く。）する。

第18 交付金交付の評価

- 1 実施要領第13の1の「交付金の評価」は、以下のとおり実施する。
- (1) 中間年評価は、市町村が行う平成19年度の実施状況の確認に併せて行い、平成20年6月末までに実施する。
 - (2) 最終評価は、平成21年8月末までに実施する。
- 2 評価は、集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定めた取り組むべき事項等の達成状況及び自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況等について行う。
- 3 市町村は、中間年評価において、集落協定又は個別協定で規定した取組が不十分（自然災害等による不可抗力の場合を除く。）な集落に対しては、取組の改善に向けた適切な指導・助言を行うものとし、改善が見込めない協定にあっては、第9の1の(3)、(4)、(6)及び(7)の措置を講ずるものとする。

附則

- 1 実施要領附則の「農村振興局長が定める措置」とは、平成17年4月1日改正以前の中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（以下「旧運用」という。）第10の1の(1)のア、イ、オに定める措置、同(2)のア、イに定める措置及び同(3)のア、イに定める措置（旧運用第10の2の(1)から(4)に該当する場合を除く。）とする。
- 2 平成17年4月1日改正後の第9の1の(1)のアのただし書きについては、平成17年4月1日改正以前の中山間地域等直接支払交付金実施要領に基づき平成13年度以降に認定された集落協定の協定農用地についても適用する。
- 3 「緩傾斜農用地のガイドライン（平成12年4月1日付け12構改B第76号農林水産省構造改善局長通知）」及び「特認基準のガイドライン（平成12年4月1日付け12構改B第79号農林水産省構造改善局長通知）」については廃止する。
- 4 平成20年12月18日改正後の中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第7の4の(1)の集落協定認定書については、平成21年度に集落協定認定（変更）申請を行う場合に適用する（ただし、平成20年7月31日以前に認定された集落協定に係る変更申請については改正前の例により申請を行っても差し支えない）。

(別記1)

一団の農用地の要件について

- 1 団地とは、一つの農用地又は物理的に連担している農用地をいう。この場合、連担とは、ほ場が直接又は畦畔、農道等を境に隣接していることをいう。団地は、中山間地域等直接支払交付金の対象農用地の適否を判定する単位である。
- 2 団地が以下の条件で区切れる場合には、当該団地の一部を区切って指定することができる。
 - (1) 傾斜が明確に変化している場合
 - (2) 道路を境界とする場合
 - (3) 水路を境界とする場合
 - (4) 河川を境界とする場合
 - (5) ため池等の水利掛かりを境界とする場合
 - (6) 小字界を境界とする場合
 - (7) 土地改良事業の実施範囲を境界とする場合
 - (8) 農業生産組織等の管理範囲を境界とする場合
- 3 一団の農用地とは、農用地面積が1ha以上の団地又は営農上の一体性を有する複数の団地の合計面積が1ha以上のものをいう。

「営農上の一体性を有する」とは、一団の農用地を構成するすべての団地が、以下のいずれかの条件を満たす場合をいう。

 - (1) 団地間で耕作者、受託者等が重複し、かつ、そのすべての耕作者、受託者等による共同作業が行われている場合
 - (2) 同一の生産組織、農業生産法人等により農業生産活動が行われている場合
 - (3) 団地間に水路、農道等の線的施設が介在し、当該施設が構成員全員によって管理されている場合
 - (4) 団地のすべての耕作者、受託者等による営農連携（(1)を除く。）が行われており、かつ、平成21年度までに(1)から(3)のいずれかの条件を満たすと認められる場合

なお、(1)の共同作業が行われている場合とは、実施要領の運用第7の2の(3)のア及びイの作業（乾燥・調製を除く。）のうち、1種類以上を共同で行うことを、(4)の営農連携が行われている場合とは、次の表に示されるいずれかの活動を共同で行うことをいう。

活動項目	活動内容及び要件
農業生産資材等の共同購入	種子、苗、肥料、堆肥、被覆材、病害虫防除用薬剤、燃料等の農業生産資材を、田にあっては2種類以上、畑及び草地にあっては1種類以上共同購入すること又はトラクター、播種・定植用機械、収穫・調製用機械、防除機械、作業用機械（以下単に「農業機械」という。）を1種類以上共同購入すること。

農業機械・施設の 共同利用	当該複数の団地の農用地面積の20%以上の農用地を対象として、農業機械又は温室、畜舎、育苗施設、乾燥調製施設、集出荷施設、農産物加工施設、堆肥施設等の施設の共同利用を行うこと。
品種の統一	当該複数の団地の農用地面積の10%以上の農用地を対象として、ブランド化、特産品開発、播種期・収穫期の分散化による作業の効率化等のため、農産物の品種の統一を行うこと。
新規作物・新技術 の導入	当該複数の団地の農用地面積の10%以上の農用地を対象として、新規性のある付加価値の高い作目や栽培技術等の導入により、農業経営の複合化を推進すること。

(別記2)

勾配の測定について

1 勾配

- (1) 直接支払いの対象基準を判定する勾配については、原則として、団地毎に勾配を測定するための測定単位を設け、平均的な傾斜(以下「主傾斜」という。)により判定するものとする。測定方法は、測定単位内で設定する主傾斜となる法線(以下「測定法線」という。)で行い、勾配を分数表示で算出するとともに、水田以外の地目は度数表示に換算する。
- (2) 地形変化等により団地毎の勾配が1つの法線では測定できない場合等には、団地内に複数の測定単位を設けることができる。

2 勾配の測定方法

- (1) 勾配の測定方法は、原則として現地にて実測することとするが、測定作業の簡便化を図る等の観点から、図上により測定を行うことができる。
ただし、団地の勾配が、交付金の対象基準からみて、傾斜区分の内外付近の傾斜である場合には、必要に応じて農林水産省測量作業規程(平成9年7月3日付け9構改D第463号構造改善局長通達)に準拠して現地において実測を行う。
- (2) 図上により測定を行う場合(1/2,500程度以上の縮尺による場合)には、測定単位内で測定法線が等高線におおむね直角に交わる方向で測定する。
地形変化等により団地内に複数の測定単位が存在する場合には、各測定単位の勾配を各測定単位に属する農用地面積で加重平均することにより団地の主傾斜を算定する。その場合、各測定単位の勾配を分数表示(分母表示の小数第1位まで)した上で加重平均し算出する。
ただし、1団地内において傾斜が何方向に分かれるなど傾斜方向が特定できず、複数の測定単位を設けて加重平均することが困難な場合には、特例的に測定単位界の最高地点と最低地点を結ぶ測定法線が最長距離となるものにより測定することができる。この場合、測定法線が測定単位の大きさを大幅に下回る場合には、測定単位を細分割する。また、明らかに田で1/20(畑で15度)以上であるときは、当該最長距離となるものにより測定することができる。
- (3) 大きな団地で勾配を測定する場合には、測定単位を格子状(メッシュ)に細分割し、各測定単位の勾配を各測定単位に属する農用地面積で加重平均することにより団地全体の主傾斜を算出する。
- (4) 団地内に異なる地目が存在する場合には、原則として地目毎に団地を細分割し勾配を測定する。ただし、団地内に異なる地目が混在する場合には、当該団地を一つの測定単位として主傾斜を測定し、地目に関係なく田も畑も同一の勾配を適用することができる。
- (5) 勾配の判定に際しては、分数表示の場合にあっては分母数字の小数第一位を切り上げ、また、度数表示の場合にあっては小数第一位を切り捨てることとする。

(別記3)

緩傾斜農用地のガイドライン

市町村長は、耕作放棄の発生を防止する観点から、次の事項を参考に緩傾斜農用地を対象とすることの可否、対象基準の設定及び緩傾斜農用地の対象範囲を定める。

1 急傾斜農用地と連担している場合

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地（勾配が田で1/20以上、畑、草地及び採草放牧地で15度以上）と物理的に連担（急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の緩傾斜農用地に限る。）している場合

2 緩傾斜という条件に、以下の農業生産条件の不利性が加わる場合

(1) 緩傾斜農用地の耕作放棄が高齢化の進行により進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率及び耕作放棄率が全国の中山間地域の平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地を含む。）10%以上）。田及び畑が混在している場合には、耕作放棄率は次の式により算定される率以上とする。

$$(5\% \times \text{田面積} + 10\% \times \text{畑面積}) \div (\text{田面積} + \text{畑面積})$$

なお、高齢化率及び耕作放棄率の算出に使用する統計データ及び判定方法は第3の11に準ずるものとする。

(2) 土壌条件が著しく悪い場合 等

(別記4)

特認基準のガイドライン

都道府県知事は、次に掲げるガイドラインを参考に特認基準を策定する。

1 8法地域内の農用地

8法地域内の農用地にあっては、勾配が田で1/100以上、畑、草地又は採草放牧地で8度以上の農用地と同等の農業生産条件の不利性があり、他の農用地に比べて耕作放棄率が高いこと。

2 8法地域以外の農用地

8法地域以外の農用地にあっては、次の(1)から(3)までのいずれかの要件を満たす地域の中で(4)の要件を満たす農用地であること。

なお、(3)については、特定農山村法等の地域振興立法の要件等を考慮し、別の基準を定めることができるものとする。ただし、この場合においては、第3の12の(3)により、必要があれば調整するものとする。

(1) 8法地域に地理的に接する農用地

(2) 農林統計上の中山間地域(農林統計に用いる地域区分の改訂について(平成13年11月30日付け13統計第956号)の3の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村単位とする。)

(3) 三大都市圏の既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件を満たすこと。

ア 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上

イ DID(人口集中地区)からの距離が30分以上

ウ 人口の減少率(平成7年~12年)が3.5%以上でかつ、人口密度150人/km²未満であること

(4) 次のアからオまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア 傾斜農用地(田1/100以上、畑、草地及び採草放牧地8度以上)

イ 自然条件により小区画・不整形な田

ウ 草地比率が高い(70%以上)地域の草地

エ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

オ 8法地域内の都道府県知事が定める基準の農用地

3 各要件の算出方法等

(1) 2の(3)のアの「農林業従事者割合」は次式により算出する。

(当該市町村(旧市町村)の区域に係る農林業従事者数)÷(当該市町村(旧市町村)の区域に係る15歳以上の人口)×100(%)

農林業従事者数:「平成12年世界農林業センサス」のデータとする。

15歳以上の人口:「国勢調査(平成12年)」のデータとする。

(2) 2の(3)のアの「農林地率」は、次式により算出する。

(当該市町村に係る耕地面積及び林野面積の合計)÷(当該市町村の区域に係る総土地面積)×100(%)

耕地面積：「平成12年耕地及び作付面積統計」に基づくデータとする。

林野面積：「平成12年世界農林業センサス」のデータとする。

総土地面積：「平成12年全国都道府県市区町村別面積調」のデータとする。

- (3) 2の(3)のイの「D I D（人口集中地区）からの距離が30分以上」とは、次により判定する。

D I D地区の中心地(住家等が最も密集している場所とし、住家等が同程度に密集している箇所が数カ所あるような場所は、市町村役場や農協等の公的機関が所在している場所又は旧市町村役場等がかつて所在していた場所)から対象要望のある特認地域の中心地まで乗用車で国道等一般道を利用した場合の所要時間で判定する。

- (4) 2の(3)のウの「人口の減少率」は、国勢調査報告の平成7年と平成12年の当該市町村（旧市町村）の人口により算出する。

- (5) 2の(3)のウの「人口密度」は、次式により算出する。

[当該市町村（旧市町村）の人口(国勢調査報告(平成12年))] ÷ [当該市町村（旧市町村）の面積(全国都道府県市区町村別面積調(平成12年))]

(別記5)

対象農用地面積の測定について

- 1 団地面積には、畦畔及び法面面積を含める。
- 2 直接支払いの対象となる農用地面積は、団地及び筆毎に次の方法により把握する。
 - (1) 団地毎の面積
 - ア 国土調査による地籍図又は土地改良法に基づく区画整理事業に伴う確定測量図等（以下「地籍図等」という。）がある場合には、地籍図等に基づく台帳の合計面積とする。
 - イ アの地籍図等はないが、1/2,500程度以上の縮尺図面等がある場合には、当該図面等の図測により行うこととする。
 - ウ アの地籍図等及びイの図面等がない場合には、農林水産省測量作業規程に準拠し、現地において実測する。
 - (2) 筆毎の面積
 - ア 地籍図等がある場合には、地籍図等に基づく台帳の面積とする。
 - イ (1)のイ及びウの場合には、次の算式による。

$$\text{一筆の面積} = (1) \text{による団地の面積} \times \frac{\text{地籍図等以外の公的資料による当該筆面積}}{\text{地籍図等以外の公的資料による当該団地の面積}}$$

- 3 土地改良事業施行中の団地の農用地面積は、一時利用地に指定される以前にあっては、従前の面積とし、一時利用地に指定された以後にあっては、当該一時利用地の指定面積とする。
- 4 平成17年度の農用地指定の時点において1/2,500程度以上の縮尺図面等と同等以上の精度の測定手段を有しておらず、かつ、何らかの理由により実測が困難な場合には、精度の低い図面等による測定値を用いた指定を行うことは差し支えない。

ただし、当該団地については、交付金申請時まで1/2,500程度以上の縮尺図面等を用いた測定と同等以上の精度で検証し、交付金の申請を行うこととする。

(別記6)

集落の自律的な農業生産活動等の体制整備のガイドライン

集落の自律的な農業生産活動等の体制整備の目標（おおむね10～15年後の実現を目途とした目標）は地域の実情に即して、次に示す、体制整備の方向を参考とする。

- 1 集積対象者を核とした農業生産活動等の体制整備（核となる集積対象者が育成される可能性のある集落の場合）
 - (1) 核となる集積対象者（農業生産法人、生産組織、認定農業者、農作業の受委託組織(第三セクター、コントラクター等)等)の育成及び当該集積対象者への農用地の集積等
 - (2) (1)の集積対象者と集落内の他の高齢農家等との有機的連携

- 2 集落ぐるみの農業生産活動等の体制整備（既に集落を基礎とした営農組織を実践している集落や核となる集積対象者が育成される見通しがなく兼業農家が主の集落の場合）
 - (1) 集落を基礎とした営農組織の構築・充実
 - (2) 特定農業法人化
 - (3) 定年帰農者等を活かした継続的な営農体制整備

- 3 その他地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備（限界的集落等自力だけでは将来の農業生産活動等の継続が危ぶまれる集落の場合）
 - (1) 活力がある周辺集落との連携
 - (2) NPO法人や地域外の集積対象者等との連携（棚田等の農村景観を活用したグリーン・ツーリズムの推進等）

(別記7)

集落協定及び個別協定の実施状況の確認について

交付金の交付に当たっては、毎年度、集落協定又は個別協定の対象となる協定農用地の農業生産活動等の実施を確認するものとし、その確認事項、確認方法及び事務処理は以下のとおりとする。

1 確認事項及び確認方法

確認事項及び確認方法については、次に掲げるとおりとする。

確認事項	確認方法
1 作物の栽培又は農用地の管理の適正な実施	集落協定及び個別協定で規定している行為の実施状況の現地見回りによる確認及び所有権移転、賃貸借等については農地法第3条の許可又は農地利用集積計画の公告、農作業受委託契約書で確認
2 集落協定で定めている多面的機能を増進する活動の実施	現地見回りにより確認
3 米の生産調整との整合性	協定農用地に係る水稻生産実施計画書等により確認
4 規模拡大加算	所有権移転、賃貸借等については農地法第3条の許可又は農地利用集積計画の公告、農作業受委託契約書での確認及び現地見回りによる確認
5 受給額	実施要領第6の3の(3)の規定の確認(交付金の受取を示す受領書による確認)
6 農業所得	実施要領第6の1の規定の確認。確認方法は実施要領の運用第6の1による。

2 確認事務処理

1の確認事項及び確認方法の事務処理については、以下のとおり行う。

(1) 書類審査

集落協定の場合

ア 一団の農用地について実施要領第4の2の(1)から(5)の基準に基づく審査

イ 一農業者等当たりの交付金の受給額について実施要領第6の3の(3)の規定

に基づく審査

個別協定の場合

ア 協定農用地について実施要領第4の2の(1)から(5)の基準に基づく審査

イ 協定農用地の権利等の設定期間が有効であるか。

ウ 一農業者等当たりの交付金の受給額について実施要領第6の3の(3)の規定に基づく審査

(2) 確認野帳の作成

市町村は、現地確認を円滑に実施するため、集落協定及び個別協定に定められた農業生産活動等の現地確認に必要な事項について、「平成 年度集落協定の協定農用地確認野帳(参考様式第14号)」及び「平成 年度協定農用地確認野帳(個別協定用)(参考様式第14号)」を作成する。

(3) 関係機関への協力要請

市町村は、現地確認を円滑に実施するため、関係機関への協力を要請することができる。

(4) 確認図面等の整備

市町村は、現地確認を円滑に行うため、協定農用地が確認可能な1/2,500程度以上の縮尺の確認図面を整備する(実施要領の運用第7の1の(3)のオの表に示される農用地等保全マップを活用することもできる。)

なお、当該図面が整備されていない場合は、「標示票(参考様式第15号)」を作成し、事前に該当農業者等に配布する。

(5) 現地確認

現地確認は、以下のとおり行う。

農業者等への通知書等の送付

ア 現地確認の実施に当たっては、市町村は、現地確認の日時及び確認の方法等について、農業者等にあらかじめ「平成 年度中山間地域等直接支払交付金現地調査及び現地確認事前通知書(参考様式第16号)」により連絡して行う。

イ (4)の標示票を受領した農業者等は、現地確認日前に、当該農用地に係る標示票に必要な事項を記入の上、現場に掲出しておくこととする。

現地での調査及び確認

ア 現地確認は、協定農用地ごとに(2)の確認野帳により所要の事項を確認するとともに、協定に規定された農業生産活動等の実施状況について、適切に実施されているかを調査及び確認する。

なお、米・麦・大豆・飼料作物等の生産に関する目標の確認については、米穀の生産調整実施要領(平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知)による米の生産調整の実施状況の確認と一体的な実施に努めるものとする。

イ 現地確認に当たっては、農業者等の立会を求めることができる。

(6) 確認結果の通知

市町村は、(5)の現地確認終了後、集落協定代表者及び個別協定申請者に対し、(5)の アの確認野帳の写しを送付する。

(参考様式第1号)

番 号
平成 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿
(地方農政局長経由)

都 道 府 県 知 事 印

県における特認基準の制定(変更)について(提出)

このことについて、特認基準を制定したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知)の第3の12の(2)に基づき、下記関係書類を添えて提出する。

記

- 1 特認基準
- 2 農業生産条件の不利性を示すデータ
- 3 自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ


(記載上の注意事項)

- 1 特認基準は都道府県で制定する特認基準について、特認の必要性、特認基準、特認基準を設定する理由等を記載する。
- 2 農業生産条件の不利性を示すデータには、生産費格差、平地地域に比べ耕作放棄率が高い等の農業生産条件の不利性を示すデータを添付すること。
ただし、上記の2及び3において、(別記4)の「特認基準のガイドラインについて」に定める基準とする場合は、データを添付する必要はない。

(参考様式第2号)

番 号
平成 年 月 日

都 道 府 県 知 事 殿
(地方農政局長経由)

農林水産省農村振興局長 

県における特認基準の制定(変更)について(通知)

このことについて、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知)の第3の12の(3)に基づき、平成 年 月 日の中立的な第三者機関での意見聴取を踏まえ、下記のとおり通知する。

記

- 1 中立的な第三者機関での検討結果
- 2 調整事項

(参考様式第3号)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市 町 村 長 印

中山間地域等直接支払市町村基本方針認定(変更)申請書

中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)の第5の3に基づき、中山間地域等直接支払市町村基本方針を添えて申請する。

(添付資料)

- 1 対象農用地がわかる図面(既存の図面を活用。ただし、都道府県知事が特に指示する場合には、当該図面とする。)を添付すること。
- 2 1の図面には次に掲げる事項等を記載すること。
対象農用地面積及び主傾斜又は高齢化率・放棄率、小区画・不整形、特認の区分

(参考様式第4号)

中山間地域等直接支払 市町村基本方針

平成 年 月 日策定

(記 載 例)

1 趣旨

市町村は、川の上流域に位置し、傾斜地が多いなどの立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。しかしながら、担い手の高齢化、減少等により耕作放棄が増加等することにより国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、市町村では、耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する中山間地域等直接支払交付金(以下、「交付金」という。)を平成21年度まで実施するものとする。

当該交付金により、適正な農業生産活動等が維持され洪水や土砂崩壊の防止、定住条件の向上等を通じ交付金の対象地域の経済活動や生活環境等が改善されるとともに、当該地域以外の地域の住民に対しても、水源のかん養、保健休養等の多面的機能が及ぶものと期待される。

このような効果が期待される交付金を円滑かつ効果的に実施する上での必要な事項として、集落協定・個別協定の共通事項、集落相互間等の連携、交付金の使用方法、生産性・収益の向上、担い手の定着、生活環境の整備等に関する目標についての市町村基本方針を定める。

2 対象地域及び対象農用地

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、同一の生産組織、生産法人等により農業生産活動が行われている場合など営農上一体性がある場合において、複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(別に市町村対象農用地の基準に該当する地図を添付)

ア 対象地域

(特定農山村法等の指定地域を記入)

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(I) 市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(国のガイドラインに基づき指定する場合)

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合(この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。)

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

() 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする(高齢化率30%以上、耕作放棄率:田5%以上、畑(草地含む。)10%以上)

() 土壌条件が著しく悪い場合

() その他

(国のガイドラインを参考に市町村が独自に基準を定める場合(例))

(a) 1/50以上、10度以上の傾斜農用地を対象

(b) 市町村長の独自の基準(急傾斜の田に混在している場合の緩傾斜の畑等)

(c) 緩傾斜農用地をすべて対象

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率:田8%以上、畑(草地含む。)15%以上の農地

(オ) 県知事が地域の実態に応じて指定する地域

(2) その他留意すべき事項

ア 既耕作放棄地については、次のとおり取り扱うこととする。

(ア) 既耕作放棄地を協定の対象とすることについては、集落協定の場合は集落、個別協定の場合は認定農業者等の判断に委ねるものとする。

(イ) 既耕作放棄地を集落協定や個別協定に位置づけた場合には、平成21年度までに既耕作放棄地を復旧又は林地化することを条件に当該既耕作放棄地を協定認定年度から交付金の交付対象とする。

なお、林地化する場合は、農地転用許可を得た上で、当該農用地が将来確実に林地になると見込まれる植林がなされるものとする(「林地化」については以下同じ。)

(ウ) 集落協定又は個別協定に位置づけない既耕作放棄地(協定農用地の生産活動に影響があると協定申請者が判断したもの)についても協定農用地の農業生産活動

等に悪影響を与えないよう既耕作放棄地の草刈り、防虫対策等を行う。

イ 限界的農地については、維持すべき農用地であるか否かを検討し、適宜、林地化を推進することとする。また、林地化を行う場合においては、集落協定にあらかじめ平成21年度までに林地化するための準備を行い、植林すると位置付けられている場合は、平成21年度まで交付金の交付の対象とする。

ウ 現に自然災害を受けている農用地については、平成21年度までに復旧し農業生産活動等を実施する旨が集落協定に位置付けられている場合には、協定認定年度から交付金の交付対象とする。

エ 国、地方公共団体等が所有する農用地については、国、地方公共団体並びに国及び地方公共団体の持分が過半となる第3セクターが所有し、かつ農業生産活動等を行っている農用地については交付金の交付対象としない。

オ 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。

カ 現に耕作されていない農用地を維持管理農用地として交付金の交付対象とする場合は、耕作意思を有する者（農作業受託を行う場合は受託者）を明確にした上で、当該農用地の維持管理をしなければならない。

3 集落協定の共通事項

(1) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた協定の対象となる農用地（以下「協定農用地」という。）及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落内外の担い手若しくは 農業公社等が貸借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。

また、水路・農道等については、集落、水利組合、土地改良区等が草刈り、泥上げ等を行う。

イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、水路・農道等の管理担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。

また、水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名する。

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

ア 集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的に取り組む事項を記載する。

なお、多面的機能を増進する活動については、一つ以上の取組を選択して行うこととする。

イ 集落協定及び個別協定は、平成18年度以降に締結することも可能とする。

(3) 集落マスタープラン

ア 集落協定の将来像の明確化

集落の実情を踏まえ、集落協定の参加者の総意の下に、当該協定が目指す農業生産活動等の体制整備に向けた10～15年後の目標を明確に記載することとする。

イ 具体的活動計画

アにより定めた目標を実現するための、協定認定年度から5年間の具体的な活動計画について工程表の作成等を行うこととする。

- (4) 農業生産活動等の体制整備を図るための取組みとして活動すべき事項（中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の3の(2)のアの単価（以下「通常単価」という。）を交付する協定にあっては必須事項であり、(3)「集落マスタープラン」の内容と整合をとること。）

ア 農用地等保全マップの作成

将来にわたって適正に協定農用地を保全していくため、以下に例示される事項(ただし、～の中から1つ以上は定めるものとする。)について定めた図面を協定認定年度に作成することとする。

農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置

鳥獣害防止対策が必要となる位置

既耕作放棄地の復旧又は林地化を実施する範囲

農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲

その他将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要となる事項に関する範囲

イ 農用地等保全マップに定めた活動の実践

農用地等保全マップに定めた内容に基づき、以下のいずれかの活動を実施することとする。

農地法面、水路、農道等の補修・改良

鳥獣害防止対策

既耕作放棄地の復旧又は林地化

ウ 次の(ア)又は(イ)のいずれかを選択する。

(ア) 以下の要件のa～cのうちから2つ以上を選択し、さらにその中から1つ以上の活動項目を選択して、その活動項目における現況及び平成21年度までに達成する目標を定める。

a 生産性・収益向上のための活動

(a) 機械・農作業の共同化

(b) 高付加価値型農業の実践

(c) 地場産農産物等の加工・販売

b 担い手育成のための活動

(a) 新規就農者の確保

(b) 認定農業者の育成

(c) 担い手への農地集積

(d) 担い手への農作業の委託

c 多面的機能の発揮のための活動

- (a) 保健休養機能を活かした都市住民等との交流
 - (b) 自然生態系の保全に関する学校教育等との連携
 - (c) 多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携
- (4) 以下の要件の a 又は b のいずれかの活動項目を選択して、その活動項目における現況及び平成21年度までに達成する目標を定める。
- a 集落を基礎とした営農組織の育成
 - b 担い手集積化
- (5) 加算措置適用のために取り組むべき事項
- ア 規模拡大加算については、集落協定又は個別協定に参加した農業者のうち、認定農業者等及び新規就農者が平成17年度以降、新たに、対象農用地に利用権の設定等又は農作業受委託契約に基づき、5年以上(契約の残存期間が5年未満であっても、交付金の交付期間に契約を更新する場合においては、引き続き対象とすることができる。)の期間継続して農業生産活動等を行う場合を対象とし、平成21年度まで交付する。
- イ 土地利用調整加算については、平成21年度までに、認定農業者等、(地方公共団体が出資する法人) 特定農業法人、農業協同組合及び生産組織と新たに利用権の設定等又は基幹的農作業(田においては3種類以上、畑においては2種類以上の農作業)の受委託契約を協定農用地の30%以上において行った場合、協定農用地のすべてに加算をする。
- ウ 耕作放棄地復旧加算については、平成21年度までに、既耕作放棄地の復旧を新たに協定農用地面積の3.5%以上行うこととした場合、当該復旧農用地に対して加算する。
- ただし、復旧した農用地が認定農業者等、(地方公共団体が出資する法人) 特定農業法人、農業協同組合及び生産組織に利用権の設定等又は基幹的農作業(田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の農作業)の受委託契約を行った場合は、耕作放棄地の復旧面積が3.5%以下の場合でも加算することができる。
- エ 法人設立加算については、次の場合に加算することとする。
- (ア) 特定農業法人を設立する場合
- (イ) 協定農用地の30%又は3haのいずれが多い方の面積以上の農用地を対象とした農業生産法人を設立する場合。ただし、協定外の農用地を含めて法人を設立する場合は、協定内農用地が1/3以上とする。
- (6) 食料自給率の向上に資するよう規定される米・麦・大豆・草地畜産等に関する生産目標
- 集落協定において、主に生産している作物等の作付面積の目標を数値で記載する。なお、米の生産に関する目標については、生産調整方針の運用に関する要領(平成18年11月9日付け18総食第778号総合食料局長通知)第6の1の規定に基づき提出された水稻生産実施計画書との整合を図り、毎年度、これを定める必要がある。
- (7) 市町村の基本方針に盛り込む事項
- 上記のほか、市町村が、地域の実情に応じて、集落協定に盛り込むべき事項がある

と判断する場合には、当該事項を記載する。

(8) 集落協定等の公表

市町村長は、集落協定を認定した場合には、その概要を公表する。また、市町村は、毎年、集落協定の締結状況、各集落等に対する交付金の交付状況、協定による農用地の維持・管理等の実施状況、生産性向上、担い手定着等の目標として掲げている内容及び当該目標への取組状況等直接支払いの実施状況を公表する。

(9) 農業委員会の役割

農業委員会は農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行い、集落協定が円滑に締結されるよう努める。また、担い手の育成・定着を通じて持続的な農業生産の確保が図られるよう、農地基本台帳等の情報を活用し、新しい借手の発掘等の積極的な活動に努める。

(10) 農業振興地域整備計画との整合性

農業振興地域整備計画と整合性が図られるよう努める。農業の振興を図るため農用地の保全等を図る必要がある場合には、農業振興地域整備計画を見直す。

4 個別協定の共通事項

(1) 実施要領第4の2の(1)から(5)までのいずれかの基準を満たす農用地において、認定農業者、これに準ずる者として市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農協及び生産組織等（以下「認定農業者等」という。）が、農用地の権限を有する者との間において利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業（田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の農作業）の受委託について次のアからカまでの事項を規定する（ただし、カについては加算措置の適用を受ける場合のみ必須事項）。

- ア 協定の対象となる農用地
- イ 設定権利等の種類
- ウ 設定権利者、委託者名（出し手）
- エ 設定権利等の契約年月日、契約期間
- オ 交付金の使用方法
- カ 加算措置適用のために取り組むべき事項

(2) 本市町村の認定農業者等が一団の農用地すべてを耕作する場合及び 県にあっては3ha以上（北海道にあっては30ha以上（草地では100ha以上））の経営規模を有している場合（農業従事者一人当たりの農業所得が 県の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合は除く。）で、実施要領第6の2の(1)のアの(ウ)で定める農業生産活動等として取り組むべき事項を行う場合は、当該認定農業者等の自作地も協定の対象とすることができる。

個別協定で、通常単価の交付の対象となるのは、次のとおりである。

- ア 自作地を含まない協定
- イ 自作地を含む協定で、実施要領の運用第7の2の(4)に定められる農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項として平成21年度までに利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業（田においては3種類以上、畑においては2種類

以上、草地においては1種類以上の農作業)の受託面積の合計が協定農用地面積の10%又は0.5haのうちいずれか多い方の面積以上増加する場合

(3) 個別協定においては、1ha以上の農用地のまとまりを求めない。

5 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

(1) 耕作、農用地管理等を行う者(農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。)を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

(2) 農業従事者一人当たりの所得が各都道府県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない(一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。)が、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であつて、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。

(3) 認定農業者に準ずる者とは、例えば、町の農業振興方針に定められた者など地域の实情に合わせて市町村長が認定する者とする。

6 集落相互間等の連携

当市町村は、対象行為の取組み、生産性・収益の向上、担い手の定着、生活環境の整備の目標、米・麦・大豆・飼料作物等の生産目標等に係る取組が円滑になされるよう、集落相互間の連携の強化を図り、定期的に情報交換が行われるよう努める。

また、当市町村は、担い手のいない集落においても、担い手がいる集落の認定農業者等が利用権の設定等又は農作業受委託を行うことにより集落協定が円滑に締結され、農用地の適正な耕作・維持管理がなされるよう、集落の担い手の状況、担い手の意向等の把握に努めるとともに、他の担い手のいる集落等との統合及び連携に努める。

特に、高齢化等により将来に向けた農業生産活動等の体制整備が困難な限界的集落等においては、当該限界集落と他集落との統合及び連携に努める。また、一集落内に複数存在する小規模な集落協定間等の統合・協定活動の連携等にも努める。

さらに、地域農業の状況等に応じて、農業公社、NPO法人、農作業受託を行う民間法人等の多様な主体の役割を明確化し、これら主体の集落協定への参加・連携、個別協定の締結等が行われるよう努める。

7 交付金の使用方法

市町村の交付金の使用方法については、次のとおり本市町村のガイドラインを定

めることとしたので、各集落において、これを参考にして使用方法を定めることとする。

(1) 集落協定の場合

ア 市町村は、直接支払いの額を集落の代表者に対し交付する。

集落の代表者は、次のイ及びウに対して支出する。

イ 集落の共同取組の実施に次のとおり支出する。

集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から交付金額の概ね1/2以上が集落の共同取組活動に使用されること、及び自律的かつ継続的な農業生産活動の体制整備に向けた活動に資することが望ましい。

(ア) 集落協定の管理体制における担当者の活動に対する経費

(イ) 耕作放棄地の復旧等その他集落の農地の維持管理における共同の取組としての活動に要する経費

(ウ) 水路・農道等の維持管理費（として、地区管理者に支払う額）

(エ) 多面的機能を増進する活動に要する経費

(オ) 将来に向けて農業生産活動等を継続するための体制整備として取り組むべき活動に要する経費

(カ) 加算措置（規模拡大加算、土地利用調整加算、耕作放棄地復旧加算、法人設立加算）適用の為に取り組むべき活動に要する経費

(キ) 既耕作放棄地の復旧又は林地化、限界的農用地の林地化を行うために要する経費

(ク) 交付金の積立・繰越（積立計画・使途計画等を明記する。）

(ケ) その他

ウ 各筆毎の耕作者に耕作面積の割合等に応じて支払う。

（注）農作業受委託が行われている場合には、全作業受委託の場合は一括して作業受託者に、一部作業のみの場合は農用地所有者と作業受託者が話し合いにより、いずれかに交付した後、両者が話し合って按分する。

(2) 個別協定の場合

市町村は、交付金を、個別協定により農用地を引き受けた者に交付する。

8 交付金の返還等

(1) 交付金の返還

ア 協定違反となる場合

一部農用地について耕作放棄が生じ、集落内外の関係者（第3セクター等を含む。）でこれを引き受ける者が存在せず協定に違反した場合には、協定参加者に対し、協定農用地すべてについて協定認定年度に遡って交付金の返還を求める。

このような事態を防止するため、市町村や農業委員会は第3セクターや農協等が農用地を引き受けるよう、あっせん、指導等を行う。

なお、協定農用地の一部を集落協定に参加する新規就農者の住宅用地に転用する場合であって、市町村長が他に適切な住宅用地がないこと及び協定に定める活動等に支障がないことを判断した場合は、当該転用部分のみについて協定認定年度に遡って返還を求める。

イ マスタープランに定めた取組みが行われなかった場合

中間年における評価で集落マスタープランに定めた取組みが適切に実行されておらず、改善の見込みがない場合には当該年度以降の交付金の交付を行わない。

ウ 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項が行われない場合

集落協定及び個別協定で通常単価の要件として取り組むべき事項が平成21年度までに行われなかった場合は交付金額に0.2を乗じた額を協定認定年度に遡って返還する。なお、途中の年度で協定を変更して同事項を定めた協定に関しては当該変更年度からの返還とする。

また、中間年における評価の結果、通常単価の交付要件として取り組むべき事項が行われず、平成21年度までに行われることが困難な場合においても同様の返還措置を講ずることとする。

エ 加算措置に係る事項が行われなかった場合

土地利用調整加算、法人設立加算について協定に位置付けた目標が平成21年度までに達成されない場合、または中間年の評価の結果、目標の達成が見込まれない場合においては、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。

また、規模拡大加算を適用した農用地については、協定期間中に利用権の設定等又は農作業受委託契約の解除が行われた場合は当該農用地分の交付金を協定認定年度に遡って返還し、次年度以降の交付金の交付対象としない。

さらに、耕作放棄地復旧加算を適用している農用地に関しては、平成21年度までに耕作放棄地の復旧が行われなかった場合には、当該農用地分の交付金を協定認定年度に遡って返還し、次年度以降の交付金の交付対象としない。

(2) 不可抗力の場合の免責事由

次のような場合は不可抗力として協定認定年度に遡っての返還は求めないが、病気の回復、災害からの復旧等を除き、当該年度以降の支払いは行わない。

ア 農業者の死亡、病気等の場合

イ 自然災害の場合

ウ 土地収用法(昭和26年法律第219号)等に基づき収用もしくは使用を受けた場合又は収用適格事業(土地収用法第3条)の要請により任意に売渡もしくは使用させた場合

エ 農地転用の許可を受けて農業用施設用地等とした場合

また、アの場合において集落協定の他の構成員が高齢化等により当該農用地を引き受けることが困難であるときは、集落の代表者は速やかに市町村、農業委員会等に対し、受託者、賃借者のあっせん等を申し出る。

9 市町村における生産性・収益の向上、担い手の定着、生活環境の整備等に関する目標
当市町村は、将来における持続的な農業生産活動等を可能とするため、現状と5年後の生産性・収益の向上、担い手の定着及び生活環境の整備等に関する目標と、その目標の達成のために講ずる施策(新規就農者の参入、オペレーター等の募集、雇用状況の改善、認定農業者の育成、担い手への農用地の利用集積の促進、生活環境の整備等)について、地域の実情を踏まえ以下のように定める。

目標例（各目標の達成のために講じる施策についても記載すること。）

- (1) 生産性・収益の向上に関する目標
- (2) 担い手の定着に関する目標
- (3) 生活環境の整備等に関する目標
- (4) その他地域の実情を踏まえた目標

10 実施状況の公表及び評価

市町村長は、中間年評価として、平成19年度の実施状況の確認に併せて平成19年度中に集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定められた計画が実施されているか、自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況を確認し、その結果について評価を行う。また、最終年についても、中間年評価に準じた評価を行う。

なお、市町村長は、当該協定の取り組みが計画どおりに実施されておらず、改善措置を行っても活動目標の達成が困難だと判断した場合には、交付金の次年度以降の停止等を行うことができる。

11 その他必要な事項

(1) 耕作放棄地の復旧に対する支援

ア 耕作放棄地の復旧は「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」を活用しつつ推進する。

イ 「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」を実施することにより、耕作放棄の復旧を図る場合は、次に掲げるとおり記述するものとする。

耕作放棄地の復旧のため、集落協定が締結される区域内において、耕作放棄地を含めて土地条件を整備することが必要な場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表の2の要件類別欄の6に該当する事業メニューを活用する。

なお、その実施に当たっては、費用対効果の算定結果において投資効率が1.0以上となっていること及び当該事業の受益者数が1箇所又は1施設の個々の施設等について農林漁業者3者以上であることとするほか、次の点に留意する。

(ア) 農業生産活動を目的とした土地条件整備

a 特定法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第4項に規定する特定法人又は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成17年法律第53号）の施行の際現に同法附則第13条の規定による改正前の構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）別表第17号に掲げる特定法人貸付事業の実施により農地又は採草放牧地につき使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けていた同法第27条第3項に規定する特定法人をいう。）が遊休農地活用者（遊休農地を活用して農業生産活動を行おうとする者をいう。以下同じ。）となる場合には、市町村又は農地保有合理化法人が事業実施主体となって整備を実施すること。


b 小規模農林地等保全整備に係るものにあつては、次のいずれかに該当すること。

- (a) 遊休農地活用者が、現に関係権利者から所有権の移転又は賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利（以下「使用収益権」という。）の設定若しくは移転を受けているもの。
 - (b) 遊休農地活用者が所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転を受けることにつき、関係権利者から同意又は確約を書面をもって得ているもの。
 - (c) 遊休農地活用者が将来的に所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転を受けることを前提として、試行的に農作業の受託を行う場合であって、書面によって契約されているもの。
- (イ) 市民農園の整備を目的とした土地条件等の整備
- a 整備の対象となる市民農園は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第3項の承認又は市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第7条第3項の認定を受けているものであること。
 - b 地方公共団体及び農業協同組合以外の者で農地を所有していない者が市民農園を開設しようとする場合には、市町村又は農地保有合理化法人が実施主体となって整備を実施すること。
- (2) (1)以外の事項として、土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等について、記述するものとする。

(参考様式第5号)

番 号
年 月 日

市 町 村 長 殿

都道府県知事 

中山間地域等直接支払市町村基本方針の認定について

中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第5の3により認定したので通知する。

殿

印

中山間地域等直接支払交付金に係る
集落協定の認定(変更)申請書・集落協定書

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知)の第7の4の(1)により認定を受けたい(変更したい)ので、下記のとおり申請する。

記

集 落 協 定

集落名	集落			
認 定	平成	年	月	日
変 更	平成	年	月	日
変 更	平成	年	月	日

第1 目的

本集落協定書は、協定の対象となる農用地において、耕作放棄地の発生を防止し、将来にわたって持続的な農業生産活動等を可能とすることにより、本集落の持つ多面的機能の確保を図るため、関係者が一致協力して今後5年間に取り組むべき事項について定める。

第2 協定の対象となる農用地の範囲

1 所在地等

区 分 位 置	内 容						
	町			大字		集落	
協定参加者 (単位:人、組織)	農業者	生産組織	水利組合	農業生産 法人	特定農業 法人	非農業者	

2 協定農用地

(単位:㎡)

一団の農用地名	協定農用地 面積	田		畑		草 地		採草放牧地	
			傾斜等		傾斜等		傾斜等		傾斜等
A - (田畑)									
B - 1 (田)									
B - 2 (畑)									
C - (草地)									
D - (採草放牧地)									
面積計									

3 交付単価
 該当する交付単価区分に 印を記入

交付単価区分	() 体制整備単価	() 基礎単価
加算措置を受ける農用地面積		
交付金の対象となる農用地面積		

第3 構成員の役割分担

1 農用地の管理方法
 以下の項目のうち該当項目に 印を記入

該 当	内 容
(1) 農用地	
	耕作者が農作業を継続できなくなった場合には、速やかに農業委員会のあっせんを受ける。
	農業公社が受託する。
	集落協定参加者が協定内容に従って管理する。
	その他 ()

該 当	内 容
(2) 水路・農道等	
	協定参加者全員で泥上げ、草刈りを行う。
	集落申し合わせ事項により定期的な除草等の作業を行う。
	その他 (別途の規約)

2 集落協定の管理体制

役職名等	氏 名
代表者	
書記担当	
会計担当	
共同機械担当	
土地改良施設担当	
法面点検担当	

3 水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として指名する者

第4 集落マスタープラン（必須事項）

1 集落における将来像

内 容	

2 集落における現況と将来像を実現するための目標

集落における5年間での活動目標

--	--

3 各年度毎の活動計画

集落における将来像：

各年度毎の目標	
1年目	
2年目	
3年目	
4年目	
5年目	

第5 農業生産活動等として取り組むべき事項

1 農用地に関する事項

以下の項目から選択する（印を記入）。

該当	具体的に取る行為
	耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う。
	既耕作放棄地を協定農用地に含める場合には、耕作放棄地の復旧、畜産の利用又は林地化を行う。
	既耕作放棄地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保全管理を行う。
	農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。
	協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。
	限界的農地については、林地化等(そのための買い上げを含む。)を行う。
	作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。
	その他(土地改良事業、災害復旧及び地目変換(田から畑等へ)等)

2 水路・農道等の管理方法（ ）について該当する取組に印を記入（複数可）

該当	具体的に取る行為
水路	ア)水路清掃() イ)草刈り() ウ)その他()
農道	ア)簡易補修() イ)草刈り() ウ)その他()
その他	

3 多面的機能を増進する活動として以下の項目から1項目以上選択し、実施する。
以下の項目のうち該当項目に印を記入する。

該当	具体的に取る行為
	農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。
	棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。
	景観作物を作付ける。
	土壌流亡に配慮した営農を行う(等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽)。
	体験民宿を実施する(グリーン・ツーリズム)。
	魚類・昆虫類の保護を行う(ビオトープの確保)。
	冬期の湛水化、耕作放棄地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。
	粗放的畜産を行う。
	堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。
	その他()

第6 食料自給率の向上に資するよう規定される米・麦・大豆・草地畜産等に関する生産の目標

該当する項目に印を付け、目標を具体的に記載する。

該当	内容
	(米の生産に関する目標) 作付面積
	(その他の作物) 作付面積

第7 市町村の基本方針により規定すべき事項

--

第8 交付金の使用方法等

1 交付金は、集落を代表して が市町村より受け取る。

2 次の通り支出する。

	項 目	交付金使途の内容(項目)	金 額
共同 取組 活動	集落の各担当者の活動に対する経費		
	農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の集落マスタープランの将来像を実現するための活動に対する経費		
	鳥獣害防止対策及び水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動に要する経費		
	集落協定に基づき農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費		
	交付金の積立・繰越		
	その他 ()		

3 さらに次の通り支出する。

個人配分分	金 額
	(配分割合: %)

第9 その他

(添付資料)
別添集落協定図

【体制整備単価の場合に使用】

第10 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項（体制整備単価交付必須事項）
将来にわたって持続的な農業生産活動等を可能とするため今後5年間で取り組むべき活動を以下の1及び2について定め、実施する。

1 農用地等保全体制整備（必須要件）

(1) 将来にわたって適正に協定農用地を保全していくため、以下に例示される事項（ただし、～の中から1つ以上は定めるものとする。）について定めた図面を協定認定年度に作成する。

該当	具体的に記載する内容
	農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置
	鳥獣害防止対策が必要となる位置
	既耕作放棄地の復旧又は林地化を実施する範囲
	農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲
	その他将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要となる事項に関する範囲

注1) 協定書には農用地等保全マップを添付する。

注2) 交付金の交付対象外の農用地を協定農用地に含める場合には、その位置についても明確にする。

(2) 農用地等保全マップ活用のための活動として以下の項目から1項目以上選択し、実施する。

該当	項目	達成目標
	農地法面、水路、農道等の補修・改良	
	鳥獣害防止対策（防護柵の設置等）	
	既耕作放棄地の復旧又は林地化	

2 地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動（選択的必須項目）

次の(1)又は(2)のいずれかを選択し記述する。

(1) 次の～のうち2つ以上を選択し、それぞれの取組みについて1つ以上の項目を定める。

生産性・収益向上に係る取組み

次の活動のうち集落として取り組む項目から1項目以上に印を記入するとともに、現状及び達成目標について記載し、実施する。（選択要件）

該当	項目
	機械・農作業の共同化
	高付加価値型農業の実践
	地場産農産物等の加工・販売

取組項目	現状	達成目標

担い手育成に係る取組み
 次の活動のうち集落として取り組む項目から1項目以上に 印を記入するとともに、現状及び達成目標について記載し、実施する。

該当	項 目	
	新規就農者の確保	
	認定農業者の育成	
	担い手への農地集積	
	担い手への農作業の委託	
取組項目	現 状	達成目標

多面的機能の発揮に係る取組み
 次の活動のうち集落として取り組む項目から1項目以上に 印を記入するとともに、現状及び達成目標について記載し、実施する。

該当	項 目	
	保健休養機能を活かした都市住民等との交流	
	自然生態系の保全に関する学校教育等との連携	
	多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携	
取組項目	達成目標	

(2) 集落営農組織化及び法人化に係る取組み
 次の活動のうち集落として取り組む項目から1項目に 印を記入するとともに、現状及び達成目標について記載し、実施する。

該当	項 目	
	集落を基礎とした営農組織の育成	
	担い手集積化	
取組項目	現 状	達成目標

注) 協定外の農用地を含める場合は別紙様式1に協定外農用地についても記載すること。

【加算措置の場合に使用】

第11 加算措置適用のために取り組むべき事項（加算措置必須要件）
 次の活動のうち集落として取り組む項目に 印を記入するとともに、現状及び達成目標について具体的に記載し、実施する。

該 当	項 目	現 状	達 成 目 標
	規模拡大加算		
	土地利用調整加算		
	耕作放棄地復旧加算		
	法人設立加算 【特定農業法人】		
	法人設立加算 【農業生産法人】		

(別紙様式 2)

協定対象施設の管理方法

区 分	施 設	管理作業者	管理方法等	管理作業の 代 表 者
用水路				
排水路				
道 路				

(別紙様式3)

集落協定参加同意書

1 交付金交付農用地に係る協定参加者

番号	住 所(所在地)	氏 名 (組織名、代表者名)	参加者区分	確認印

注) 自署の場合は押印を省略してもよい。

2 1以外の協定参加者

番号	住 所(所在地)	氏 名 (組織名、代表者名)	参加者区分	確認印

注) 自署の場合は押印を省略してもよい。

(別紙様式4)

平成 年度土地改良通年施行実施計画書

事業名 (工期)		都道府 県名	関係市町村名	郡	町	地区名									
通 年 施 行 実 施 計 画	区 分	年度工事実施予定区域			工事計画期間及び稲作期間										
		実 施 面 積 (ha)	うち対 象農用 地面積 (ha)	うち土地改 良通年施行 面積(ha)	平成 年						平成 年				
	4月				5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	工 区														
	工区														
工区															
工区															
工区															
計															

- 注) 工区の区分は、区画整理その他面的工事に係る通年施行区域の計画発注工区によるものとする。
- 注) 対象農用地面積は、中山間地域等直接支払交付金実施要領第4の2の対象農用地の面積をいう。
- 注) 土地改良通年施行面積は、集落協定等に記載された面積とする(なお、現況の各筆ごとの識別が可能な図面(1/1,000~1/5,000程度)に通年施行区域を赤色で表示したものを添付すること。)

(参考様式第7号)

中山間地域等直接支払交付金に係る個別協定の認定申請書

平成 年 月 日

殿

住 所

氏 名

印

このことについて、別添写しの契約に基づき、当該農用地を適正に管理することとしたので、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知）第7の4の(2)に基づき、下記関係書類を添えて申請する。

記

- 1 経営規模、農業従事者一人当たりの農業所得（別紙1）
- 2 協定農用地の概要（別紙2）

注1 農地又は採草放牧地について、所有権移転、賃借権等を設定した場合は、農地法第3条の規定に基づく許可書又は農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の市町村公告の写しを添付のこと。

2 農作業受委託の場合は、別添契約書様式例を参考に契約書を作成し、その写しを添付のこと。

3 申請者の居住する市町村以外に存する農用地について、利用権の設定等を行っており、当該農用地の存する市町村の長に申請書を提出している場合は、当該申請書の写しを添付すること。

経営規模及び農業所得調書

1 経営規模

(単位：a)

地目	自己所有地	借入面積	計
田			
畑			
草地			
計			
採草放牧地			

注) 借入面積には受託面積(基幹3作業)を含む。

2 農業従事者一人当たりの農業所得

(単位：円)

農業所得	農業従事者	/

注1 農業従事者一人当たりの農業所得は以下のとおり算定する。

(確定申告に基づく農業所得 + 専従者給与額 - 負債の償還額) / 農業従事者数

当該農業者が生産組織、農業生産法人等の構成員であり、当該生産組織、農業生産法人等から給与額又は役員報酬等を受けている場合は、上記農業所得に当該給与額又は役員報酬等を含めるものとする。

(1) 負債の償還額は実施要領の運用第6の1の(1)のイの(ア)による。

(2) 農業従事者数は実施要領の運用第6の1の(1)のイの(イ)により換算する。

注2 農業所得調書には、農業所得額を証明する書類を添付する。

協定農用地の概要

【市町村名：】

交付対象者の氏名・名称	字	地番	地目	傾斜度	面積	10a当たりの単価	交付額	設定権利等	農用地の管理		設定権利者等名(出し手)	始期	終期	契約年月日	交付金の使用方法	
									農用地の現況	具体的活動内容						

注1) 一団の農用地すべてを耕作する場合及び別紙1の経営規模のAが都府県にあっては3ha以上、北海道にあっては30ha以上(草地では100ha以上)の経営の規模を有している場合は、自作地も記入する。但し、農業従事者一人当たりの農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合は除く。

注2) 注1の農業従事者一人当たりの農業所得は、別紙1の2の注書きにより算出する。

注3) 注1の但し書きに該当する者は引受分の農用地のみを記入。

注4) 使用方法には、受託者(個別協定の申請者)の受取額及び受取割合を記入すること。

農作業受委託契約書（様式例）

受託者及び委託者は、この契約書の定めるところにより農作業受委託契約を締結する。
この契約書は、2通作成して受託者及び委託者がそれぞれ1通所持する。

平成 年 月 日

受託者（以下「甲」という。）

（住所）

（氏名）

委託者（以下「乙」という。）

（住所）

（氏名）

1 農作業受委託の内容

甲は、この契約書に定めるところにより乙により、別表に記載する農作業を受託し、善良なる管理者の注意をもって農作業を実施するものとする。

乙は、甲が農作業を円滑に行えるよう作付けに十分な配慮をする。

2 受託料の支払方法

乙は、別表に記載された農作業に対して、同表に記載された金額の受託料を同表に記載された方法により甲に支払う。

3 契約の変更

契約事項を変更する場合には、甲、乙合意の上、その変更事項をこの契約書に明記する。

(別表)

字	地番	地目	面積 (m ²)	作物	作業 種類	期間	受託料 の額 (円)	支払 方法	通年・期 間の別
					作業名	始期 終期			
合 計									

(参考様式第8号)

番 号

平成 年 月 日

集落協定代表者名

個別協定申請者名

殿

市 町 村 長 名

印

中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定(個別協定)
の認定書(変更認定書)

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号
構造改善局長通知)の第7の4の(3)に基づき、平成 年 月 日付けで提出された集
落協定(個別協定)を認定したので通知する。

(参考様式第9号)

番 号
平成 年 月 日

地方農政局長 殿

都道府県知事 印

平成 年度中山間地域等直接支払交付金所要額調書

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知)第15の2の規定に基づき、別紙のとおり提出する。

(別紙)

1 対象農用地総量

(単位：㎡、円)

区 分	対象農用地総量		当 該 年 度 交 付 見 込 額						
	対象面積	交付見込額	対象面積	交付額	内規模拡大加算分	内土地利用調整加算分	内耕作放棄地復旧加算分	内法人設立加算分	内国費
田									
急傾斜									
小区画・不整形									
緩傾斜									
高齢化率・耕作放棄率									
8法内特認									
8法外特認									
畑									
急傾斜									
緩傾斜									
高齢化率・耕作放棄率									
8法内特認									
8法外特認									
草地									
急傾斜									
草地比率									
緩傾斜									
高齢化率・耕作放棄率									
8法内特認									
8法外特認									
採草放牧地									
急傾斜									
緩傾斜									
8法内特認									
8法外特認									
+									

注) 「対象農用地総量」とは、実施要領第4の2の(1)から(5)の対象農用地の基準に該当する農用地のうち、市町村が基本方針で定めた対象農用地の農用地面積とする。

2 集落協定及び個別協定の締結状況

(単位：件、戸、㎡、円)

		協定締結見込数	参加農家見込数	交付対象面積	交付見込額
対象農用地総量	集落協定				
	個別協定				
	計				

		協定締結数	参加農家数	交付対象面積	交付額
当該年度	集落協定				
	個別協定				
	計				

注1) 対象農用地総量は、それぞれの見込を記入する。

注2) 集落協定の参加農家(見込)数は、協定に参加している(参加が見込まれる)農家数を記入する。

(参考様式第11号)

番 号
平成 年 月 日

都道府県知事 殿

市 町 村 長 名 印

平成 年度中山間地域等直接支払交付金実績報告書

中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)の第11の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

(別紙)

1 交付対象面積及び交付額

(単位：m²、円)

区 分	面 積				交 付 額				
	内規模拡大加算	内土地利用調整加算	内耕作放棄地復旧加算	内法人設立加算	内規模拡大加算	内土地利用調整加算	内耕作放棄地復旧加算	内人設立加算	
田									
急傾斜									
小区画・不整形									
緩傾斜									
高齢化率・耕作放棄率									
8法内特認									
8法外特認									
畑									
急傾斜									
緩傾斜									
高齢化率・耕作放棄率									
8法内特認									
8法外特認									
草地									
急傾斜									
草地比率									
緩傾斜									
高齢化率・耕作放棄率									
8法内特認									
8法外特認									
採草放牧地									
急傾斜									
緩傾斜									
8法内特認									
8法外特認									
+ + +									

2 集落協定及び個別協定の締結状況

(単位：件、戸、m²、円)

区 分	協定締結数	参加農家数	交付農用地 面積	交 付 額
集落協定				
個別協定				
計				

注) 集落協定の参加農家数は、協定に参加している延べ農家数を記入
個別協定の参加農家数は協定認定者数を記入

3 負担割合

(単位：円)

区 分	都道府県費	市町村費	計
通常基準			
特認基準			
計			

(参考様式第12号)

番 号
平成 年 月 日

地 方 農 政 局 長 殿

都 道 府 県 知 事 印

平成 年度中山間地域等直接支払交付金実績報告書

中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)の第11の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

(別紙)

1 交付対象面積及び交付額

(単位：m²、円)

区 分	面 積				交 付 額				
	内規模拡大加算	内土地利用調整加算	内耕作放棄地復旧加算	内法人設立加算	内規模拡大加算	内土地利用調整加算	内耕作放棄地復旧加算	内人設立加算	
田									
急傾斜									
小区画・不整形									
緩傾斜									
高齢化率・耕作放棄率									
8法内特認									
8法外特認									
畑									
急傾斜									
緩傾斜									
高齢化率・耕作放棄率									
8法内特認									
8法外特認									
草地									
急傾斜									
草地比率									
緩傾斜									
高齢化率・耕作放棄率									
8法内特認									
8法外特認									
採草放牧地									
急傾斜									
緩傾斜									
8法内特認									
8法外特認									
+ + +									

2 集落協定及び個別協定の締結状況

(単位：件、戸、m²、円)

区 分	協定締結数	参加農家数	交付農用地 面積	交 付 額
集落協定				
個別協定				
計				

注) 集落協定の参加農家数は、協定に参加している延べ農家数を記入
個別協定の参加農家数は協定認定者数を記入

3 負担割合

(単位：円)

区 分	資金取崩額	都道府県費	市町村費	計
通常基準				
特認基準				
計				

4 資金の状況

(単位：円)

区 分	前年度末資金 残額	資金積立額	資金取崩額	資金残額 = + -	資金運用益	返還額	次年度持越額 = + +
通常基準							
特認基準							
計							

平成 年度集落協定の協定農用地確認野帳

所在地		協定名(団地名)	
現地確認者		立会人	
現地確認日	平成 年 月 日	交付の適否	適 否

協定農用地について、下記のとおり相違ないことを確認しました。

記

1 協定農用地

地番	地目	活動形態	農用地の管理状況の適否等		摘要
			耕作	維持管理	
		耕・維	適 否 (放・転) 免	適 否 (放・転) 免	
		耕・維	適 否 (放・転) 免	適 否 (放・転) 免	
		耕・維	適 否 (放・転) 免	適 否 (放・転) 免	
		耕・維	適 否 (放・転) 免	適 否 (放・転) 免	
		耕・維	適 否 (放・転) 免	適 否 (放・転) 免	

2 協定に含めない耕作放棄地の管理

地番	管理状況の適否	摘要
	適 否 ()	
	適 否 ()	

3 水路・農道等の維持管理

施設名	管理状況の適否	摘要
	適 否 ()	
	適 否 ()	

4 多面的機能を増進する活動

具体的に取り組む行為	活動状況の適否	摘要
	適 否 ()	
	適 否 ()	

注1) 協定ごとに作成する(団地数が多い場合には、必要に応じて団地ごとに作成する。)

注2) 1の表の「活動形態」欄の「耕」は耕作、「維」は維持管理農用地を示す。

注3) 1の表の「農用地の管理状況の適否等」は、「活動形態」欄に従い、「耕作」及び「維持管理」の農用地とに区別し、管理状況の適否等を判定する。
 その際、適切に行われている場合は「適」、耕作放棄及び農地転用が行われた場合は「否」(放・転)、免責事由に該当する場合は「免」とする。

注4) 2、3の表の「管理状況の適否」欄の()には、否と判定した理由を具体的に記入する。

注5) 4の表の「活動状況の適否」は、「具体的に取り組む行為」欄記載のとおり実施されているかどうかを確認する。()には、否と判定した理由を具体的に記入する。

(参考様式第15号)

標 示 票

平成 年度中山間地域等直接支払対象農用地	
団 地 名	
対 象 基 準	
地 番	
地 目	
協定管理者	
現地確認日	平成 年 月 日

注1) 集落の代表者、個別協定の申請者は、団地名、対象基準、地番、地目、協定管理者の各欄に該当事項を記入し、現地確認日に現場に掲出するものとする。

注2) 現地確認者は、上記の記載内容について確認を行ったときは、現地確認日を記入するものとする。

(参考様式第16号)

番 号
平成 年 月 日

集落協定の代表者又は
個別協定の申請者 殿

市 町 村 長 印

平成 年度中山間地域等直接支払交付金現地調査及び現地確認事前通知書

中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 5 の規定に基づき、集落協定（個別協定）に定められている事項について、下記のとおり確認するので、通知します。

（また、当該確認日には、中山間地域等直接支払対象農用地であることを示す「標示票」に必要事項を記入の上、現地に掲出して下さい。）
（なお、当該確認に際しては、立会方お願いします。）

記

1 現地確認の日時

平成 年 月 日 時

2 現地確認者

3 確認事項

- (1) 協定農用地の管理状況
- (2) 協定に含めない耕作放棄地の管理状況
- (3) 水路・農道等の管理状況
- (4) 米・麦・大豆等の作付状況
- (5) 多面的機能を増進する活動状況
- (6) その他

4 確認の方法

現地確認者が、現場において協定に規定された事項が実施されているかの確認を行います。

なお、現場にて確認した内容は、確認野帳に記録し保存されます。

また、確認結果は、確認野帳の写しを送付することをもって代えさせていただきます。